

令和2年白老町議会定例会9月会議会議録（第1号）

令和2年9月9日（水曜日）

開 議 午前10時00分

散 会 午後 4時42分

○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 一般質問

○会議に付した事件

一般質問

○出席議員（14名）

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	4番 貳又聖規君
5番 西田祐子君	6番 前田博之君
7番 森哲也君	8番 大淵紀夫君
9番 吉谷一孝君	10番 小西秀延君
11番 及川保君	12番 長谷川かおり君
13番 氏家裕治君	14番 松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○会議録署名議員

1番 久保一美君	2番 広地紀彰君
3番 佐藤雄大君	

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	竹田敏雄君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	高尾利弘君

財 政 課 長	大 黒 克 己 君
企 画 課 長	工 藤 智 寿 君
経 済 振 興 課 長	富 川 英 孝 君
農 林 水 産 課 長	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 長	本 間 力 君
町 民 課 長	岩 本 寿 彦 君
税 務 課 長	大 塩 英 男 君
上 下 水 道 課 長	本 間 弘 樹 君
建 設 課 長	下 河 勇 生 君
健 康 福 祉 課 長	久 保 雅 計 君
子 育 て 支 援 課 長	渡 邊 博 子 君
学 校 教 育 課 長	鈴 木 徳 子 君
生 涯 学 習 課 長	池 田 誠 君
消 防 長	笠 原 勝 司 君
病 院 事 務 長	村 上 弘 光 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
アイヌ総合政策課長	笹 山 学 君
病院改築準備担当参事	伊 藤 信 幸 君
建 設 課 参 事	舛 田 紀 和 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	高 橋 裕 明 君
主 査	小 野 寺 修 男 君

◎開議の宣告

○議長（松田謙吾君） 本日9月9日は休会の日ですが、議事の都合により、特に定例会9月会議を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田謙吾君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、1番、久保一美議員、2番、広地紀彰議員、3番、佐藤雄大議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

◎議会運営委員長報告

○議長（松田謙吾君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、8月27日及び9月4日に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について報告の申出がありましたので、これを許可します。

議会運営委員会小西秀延委員長。

〔議会運営委員会委員長 小西秀延君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小西秀延君） 議会運営委員長報告。

議長の許可をいただきましたので、8月27日及び9月4日に開催した議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

令和2年白老町議会定例会は、9月30日まで休会中ではありますが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により9月会議を再開することといたしました。

本委員会での協議事項は、令和2年定例会9月会議の運営の件であります。

まず、9月4日に議案説明会を開催し、9月会議に提案される議案の概要の説明を受けた後、その取扱いについて協議を行いました。

本定例会9月会議に付議され提案されている案件は、町長の提案に係るものとして、令和2年度の各会計の補正予算5件、計画変更1件、人事1件、令和元年度各会計決算認定3件、令和元年度決算に関する附属書類の報告3件、専決報告及び財政健全化判断比率等の報告3件の合わせて議案16件であります。

また、議会関係としては、諸般の報告、意見書案、委員会報告等が予定されております。

これらの議案の取扱いの協議結果は、会議規則第31条の規定に基づき、一括して議題とする事件は、認定第1号から第3号まで及び報告第2号から第4号までの令和元年度各会計の決算認定に関連する議案6議案であります。

次に、令和元年度各会計の決算認定に係る関連議案6議案は、議会運営基準の規定により、議長及び監査委員を除く全議員による決算審査特別委員会を設置し、9月15日・16日・17日の3日間、休会中における審査とすることに決定いたしました。

次に、一般質問は、既に8月27日・午前10時に通告を締め切っており、議員10人から17項目の質問の通告を受けております。

このことから、一般質問においては、本日から11日までの3日間で行うこととしておりますが、状況によっては14日も行う予定としております。

以上のことから、本9月会議の会期については、決算審査特別委員会の審査期間を考慮して、本日から9月18日までの10日間としたところであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（松田謙吾君） 議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

◎諸般の報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第3、議長からの諸般の報告をいたします。

定例会9月会議の再開は、議案等の審議の関係上おおむね10日間としたところでありますが、全日程につきましては別途お手元に配付のとおりであります。

また、議会休会中における動向につきましても別途お手元に配付のとおりであります。

次に、議員の派遣結果について報告いたします。会議規則第111条第1項ただし書の規定に基づき、定例会6月会議において議員派遣の議決をした以降現在まで、議会に関するもの、または町及び各団体から出席要請があったもののうち、議会との関連性など派遣の必要性を議長において判断し、議員の派遣を決定したものであります。その派遣結果については、お手元に配付のとおりであります。

◎行政報告について

○議長（松田謙吾君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 令和2年白老町議会定例会9月会議の再開に当たり、行政報告を申し上げます。

初めに、8月7日に発生した暴風雨に伴う被災状況についてであります。台風4号から変わった温帯低気圧が北海道を通過したことに伴い、同日、暴風警報が発令され、最大瞬間風速21メートルを観測し、町内全域において町道沿線等の樹木の倒壊が相次いだほか、萩野12間線の街路灯1基が倒壊したものであります。幸いにして人的な被害はございませんでしたが、これら被害に係る復旧費用として補正予算の専決処分により対応いたしましたので、ご報告申し上げます。

次に、特別定額給付金給付事業についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う生活支援対策として実施された、国民1人当たり10万円を支給する本事業につきましては、8月20日をもって申請の受付を終了したところです。受付開始から3か月間という限られた期間での事業実施となりましたが、関係課と連携を図りながら、未申請者に対しては戸別訪問を行うなど、給付対象者数1万6,511名のうち1万6,461名の方に給付を終えたところであり、最終的な給付率は99.69%となりました。

次に、ウポポイへの入場状況についてであります。1枚物であります。皆様のお手元にこの資料があります。アイヌ民族文化財団からの報告によりますと、7月12日に開業したウポポイへの入場者数は、8月末までにおいて、6万1,145人の入場があったところです。新型コロナウイルス感染防止対策により、入場者数の上限を設定している中においても、1日当たりの平均入場者数は1,422人で、順調な入り込みとなっております。また、地域としてウポポイを応援していくため、高校生以上の町民の皆様を対象として、ウポポイ入場無料券または年間パスポートへの引換券を発送し、8月末現在、年間パスポートの申請者数は3,409人となり、パスポートを活用して多くの町民の皆様がウポポイを訪れることにより、アイヌ民族の歴史・文化に理解を深めることを期待しております。

次に、駅北観光インフォメーションセンターについてであります。ウポポイの開業以降、駅北観光インフォメーションセンターも全面開業を迎え、8月末現在で4万7,499人のご来場をいただき、4月からの累計では6万4,521人の方々にご利用をいただいているところです。また、観光案内件数につきましても、4,651件と、来訪者の方々の町内への周遊性向上にも効果が図られているところであり、併せて、地域特産販売ブースにおいても地元の土産品をご購入いただくなど、本町の新たな観光情報発信拠点として、順調に機能しているものと捉えております。引き続き10月上旬までは、ロングランイベントを開催するなど、ウポポイとの相乗効果を図り、本町を訪れる多くの観光客の皆様が親しまれるよう取組を進めてまいります。

なお、本9月会議には、議案7件、認定3件、報告6件の提案を申し上げますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（松田謙吾君） これで行政報告は終わりました。

○議長（松田謙吾君） 次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により、先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） それでは、そのように取扱いをさせていただきます。

本日から一般質問を予定しております。10名の議員から17項目の通告が出されておりますが、一般質問される議員並びに説明員にお願い申し上げます。一問一答方式ということをご理解いただき、簡潔な質問に心がけていただきますとともに、町側の答弁についても簡潔明瞭にするよう、議長から特にお願ひ申し上げます。

◎一般質問

○議長（松田謙吾君） 日程第5、これより一般質問に入ります。

通告順に従って、発言を許可します。

◇ 貳 又 聖 規 君

○議長（松田謙吾君） みらい、4番、貳又聖規議員、登壇願います。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 4番、会派みらい、貳又聖規でございます。通告に従いまして順次質問させていただきます。

まずは、質問に当たっては、本年度策定された第6次白老町総合計画並びに白老町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき質問させていただきます。

それでは、大項目の1点目は、共生共創のまちづくりと地方創生についてであります。

(1)、町が目指す共生共創のまちづくりとは、その範囲を白老町に限定するものであるのか、アイヌ文化を白老から世界へ、とするウポポイを擁する地において、海外を意識した展開が視野にあるのか、その考えを伺います。

(2)、アイヌ民族の尊厳の保持と文化・歴史の次世代継承により、多文化共生社会が実現するまちについて。

①、町制施行50周年を期して2004年に平和のまちを宣言し、16年経過するが、町民への浸透をどのように捉えているか伺います。

②、ウポポイ開設を踏まえた、町の記念日の制定の考えを伺います。

(3)、互いの人権を尊重し合い、差別のないまちについて。

①、障がいのある方の意思疎通（手話が言語）に配慮した条例の制定への考えを伺います。

②、差別のない人権尊重のまちづくりを目指した条例の制定への考えを伺います。

(4)、第2期地方創生推進交付金の活用についての考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 共生共創のまちづくりと地方創生についてのご質問であります。

1項目めの共生共創のまちづくりについてであります。本町が目指す共生共創のまちとは、あらゆる人々がお互いの価値観を認め合い、受容し合いながら、共に生き、共にしあわせを創り出すまちづくりのことで、その根幹には多文化共生の理念が息づいております。アイヌ文化復興・発展のナショナルセンターであるウポポイの開業を契機とし、今後、世界中から多くの来訪者が見込まれることから、多文化共生の理念のもと、多様な交流やつながりを広げながら世界に拓かれるまちを目指してまいります。

2項目めのアイヌ民族の尊厳の保持と文化・歴史の次世代継承により、多文化共生社会が実現するまちについてであります。

1点目の平和のまち宣言の町民への浸透度についてであります。宣言当時より、先祖から受け継いだ美しい自然と、豊かな文化をいつまでも守り、平和な未来を次の世代に引き継ぐこ

とを願い、今日まで町民と共に思いを一つにしなが、共生共創のまちづくりを進め、浸透を図ってきたところであります。これからは、民族共生象徴空間を有するこの地から、アイヌ文化をはじめとした白老が誇る文化力を活かしつつ、多文化共生の理念のもと、世界平和の実現に努めていかなければならないと考えております。

2点目のウポポイ開設を踏まえた、町の記念日の制定への考えについてであります。本年度、白老町に開業したウポポイは、先人たちの労苦により、これまでの継承されてきたアイヌ民族の歴史と文化の集大成の施設であると認識しております。ウポポイ開設を契機に、町の記念日の制定をすることも本町のアイヌ政策の有効な取組の一つではありますが、先人たちにより継承され、白老町に根差したアイヌ文化について、今後もしっかりと保存・伝承に取り組むとともに、町民がアイヌ民族の歴史と文化の正しい認識と理解を深めることが、共生共創のまちづくりのために重要であると考えております。

3項目めの互いの人権を尊重し合い、差別のないまちについてであります。

1点目の手話条例の制定への考えについてであります。町では、手話条例について情報収集を行い、その必要について検討しているところであります。現在、第4期障がい者福祉計画、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定中であり、その中で手話条例の制定を位置付けていく考えであります。

2点目の差別のない人権尊重のまちづくりを目指した条例の制定への考えについてであります。共生共創のまちづくりには、差別のない地域社会であることが不可欠であり、これまでの国内外でもあるような差別や人権侵害に及ぶ行動などは、本町でも起きかねないことと思われれます。今後もさらなる実態把握や検証などが必要と捉えておりますが、現状の考えとしては、白老町自治基本条例第3条の基本理念にあるしあわせを感じるまちの実現を目指す取組において、人権を尊重することを規範としており、現時点での対策として条例を制定する考えには至っておりません。

4項目めの第2期地方創生推進交付金の活用の考えについてであります。令和2年6月に、まち、ひと、しごとの3つの創生と、若い世代の人の交流・関わりをテーマとした2つのチャレンジプロジェクトからなる、第2期白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の抑制と地域経済の活性化に向けた取り組みを推進しているところであります。これらの取り組みを着実に推進するためには、事業財源の確保が重要となることから、国の地方創生関連予算や民間資金等の活用も視野に入れて、今後検討していかなければならないものと考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 再質問させていただきます。

まず、1項目めについてであります。海外を意識した展開が視野にあるのかの問いに対して、世界に拓かれたまちを目指すという答弁でありました。全国には市町村の数が1,741、これは平成30年現在の数字であります。国立博物館は、国内には5館しかありません。国立博物館を有する自治体は、東京都台東区、京都市、奈良市、福岡県太宰府市、そして本町だけです。

さらには、国立アイヌ民族博物館は、先住民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館です。国内において白老町は重要な使命を担う自治体であります。国内唯一のアイヌをテーマとしたナショナルセンターを抱える本町には、町民の皆さんが幸せを感じる元気まちとともに、世界に拓かれた平和や環境のまちづくりなど、それにふさわしい大義あるまちづくりが必要と考えますが、お考えはいかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 町長の答弁もされましたが、共生共創のまちづくりを進めていくことが必要であると捉えてございます。この多文化共生は、多文化共生の分類モデルの中にもございます野菜サラダ型と例えられますが、外国人ばかりではなく、子供から高齢者、または障がいをお持ちの方、様々な人々や文化、価値観を認め合い、お互いを理解、尊重し、支え合う幸せの発展を目指し、心豊かに暮らすまちづくりを進めていくことが必要であると捉えておりますし、このような考え方が我がまちには根づいているというような考え方ができるかと思えます。そういったものを世界に拓かれたまちの中で目指していかなければならないのかというような捉えでございませう。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 平和のまち宣言の浸透については、今後また継続的に努力に努めるということでありました。それでは、平和なまちとはどのようなまちでありますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今のご質問にご答弁させていただきます。

先ほど答弁した内容と似通ったような答弁になりますが、共生共創社会の実現を図るということは大切であるという捉えでございませう。多文化共生のまちづくりの理念としており、あらゆる人々がお互いを尊重、理解することで争いのない平和のまちへつながる。これは、つながっていくということには継続していくことも必要な考え方ではないのかと考えてございませう。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） このたび策定された第6次白老町総合計画の3つのまちづくりの基本目標の一つ、共生共創の実現にはこう書かれております。全ての町民がこれまでの多様で豊かな文化や様々な人々との共生を尊重する理念、多文化共生を継承し、相手の価値観を認め合い、互いに受容し合える地域性を育みながら、まちの課題解決に向けて共に考え、行動し、新たな価値をつくり出す共生共創のまちを目指しますとあります。ただいま企画課長の答弁がありましたが、私も同様の思いでありまして、私はこの共生共創の実現を終わりなきプロセスとして追求することの結果、平和なまちにつながると考えております。そのようなところから、本町の多文化共生を象徴する取組として、みんなの心つながる「巨大パッチワークの会」が制作した巨大パッチワークがありますが、私は平和なまち、多文化共生の実現に本取組は大きく貢献したと評価しております。会の皆さんをはじめ、関わった関係者は1,000名以上に上り、ウポポイの開設に合わせて制作準備をされてきました。しかしながら、制作されたパッチワークは、

なかなか日の目を見ておりません。まちはどのような評価をしているのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 「巨大パッチワークの会」につきましては、平成29年度から活動を開始されて、平成29年3月25日の第2回多文化共生シンポジウム、そういったところでもお披露目をしていただいて、本町の多文化共生のまちづくり、そういった部分の一翼を担っていただいていると捉えております。日の目を見る、見ないという部分については、発表の機会がどうなのかというのは、またそれは検討の余地があるかと思っておりますけれども、まずはここまで2020年を目標に活動されてきたというようなことで伺っておりますので、そういった中ではこれまでの多文化共生のまちづくりに果たす役割としては大きかったのかと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 本パッチワークは、世界でも権威のあるロシア民族学博物館にも認められ、寄贈されております。また、来年にはハワイからもパッチワークを通じた交流ツアーが予定されているとお聞きします。私は、海外からの評価は高いのに町内では低いと感じております。先ほど答弁の中では検討してまいるという答弁であります。この2020年に向けて町民の皆さんの思いは、世界からの来訪者をおもてなしの心で迎えるということから巨大パッチワークを制作してきたわけでありまして。町民の皆様の熱い思いが込められたものであります。そのようなことから、私は今はまだ検討の余地というようなお話ではないと思っております。そのことから、特別な活用の仕方を模索するなど、もっと積極的に発信すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） いろいろな活用の仕方というのは模索しなければいけないのかと思っております。現在町内においても、おおむね大きくは4か所程度に巨大パッチワークの掲示がされて、その周知、皆さんに見ていただく機会というのは保たれているのかと思っております。また、今後11月に開催される文化祭などに向けても活動されていると伺っておりますので、そういったパッチワークの会をはじめ、これまでウポポイの開業に向けて、我々多文化共生のまちづくりについては町全体で取組を進めてきたという中であっては、パッチワークの会の皆さんにご活躍をいただきたいというのは、これまでも今後も検討はしていかなければいけないのかと思っておりますが、町としてこの部分だけを取り上げてどうするこうするというのは、全体の文化振興の中であって、パッチワークの会ということだけでいくのではなくて、町全体の中で取組を進めていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 文化祭などへの活用のお話がありました。そして、「巨大パッチワークの会」のこと、この部分だけを捉えてというお話がありました。この会の活動は、まさに町民の多文化共生の思いを結集したものであります。要は巨大パッチワークの作品だけを見る話

ではなくて、その作品に込められた思いというのは多文化共生の理念があり、そして平和のまちへの思いがあるわけです。ですから、それを一つの会の取組として捉えているのは私はおかしいと思いますが、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 一つの会の取組として捉えているということには、町の多文化共生シンポジウムですとか、そういった部分でもありますので、多文化共生のまちづくりの中にあっては大きな役割を果たしていただいているとは捉えております。一つの会の活動というような狭義の考え方では決して捉えているものでありませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

[4番 貳又聖規君登壇]

○4番（貳又聖規君） 理解いたしました。分かりました。

それでは、もう一つ、ウポポイ開設を踏まえた町の記念日の制定については、答弁の中で有効な取組の一つであると答弁されました。北海道内では、中標津町が基幹産業を酪農として発展し、その乳質が日本トップクラスであることから、平成26年に牛乳で乾杯条例を制定いたしました、地域の特性を生かした特別な日の制定は、町民のまちへの愛着を深める効果がありますので、ぜひ近い将来の制定に向けて取組を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 我々経済振興の関係からというような話で申し上げますと、多文化共生の中にはやはり産業の共生ですとか文化の共生、生活の共生というようなことが考えられるかと考えてございます。今のパッチワークという部分で言いますと、文化あるいは生活といったところに非常に関わってくるかとは思っております。しかしながら、そういった中で言いますと、子供たちへの愛着心ですとか郷土愛みたいなところを育むものというのは、産業の共生の中で考えますと例えば白老牛、たらこといった郷土給食で提供させていただいている部分、あるいはスポーツのまちとして小さい頃からいろいろなスポーツに親しんでいる部分、そういった様々な要素が複合的にそれぞれの価値観に訴えて、子供たちも白老町ってよかったよねというようなことで、そういった中で生育していくのだろうとは思っておりますので、そういった機会については多様な部分で子供たちに訴える機会というのは設けてまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

[4番 貳又聖規君登壇]

○4番（貳又聖規君） 本町は、障がいを持つ方にも開かれたまちとして、オリンピック・パラリンピックホストタウンの取組も推進することとなっております。国内を見渡すと多文化共生のまちづくりの宣言をしている自治体も存在しております。本町も宣言を検討すべきと考えますが、それらは視野にあるのか伺います。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） ただいまのご質問で多文化共生宣言というような具体的なお話が出ました。先ほど経済振興課長もご答弁した中にありまして、例えば学校教育においては、ふるさとの体験学習ですとか、そういったようなお話ですとか、またオリンピック・パラリンピックの話は議員のほうからお話がありましたけれども、本来コロナがなければ、パラリンピックの多文化共生の火ということで採火式も行って、あらゆる団体の方たちが集まった中で白老町の火として、多文化共生としてパラリンピックの火を採火式という中で北海道庁に持っていくということも実は計画させていただいていたところでございます。ですから、宣言することも一つの方法だとは思いますが、そういう様々な取組の中で、多文化共生の理念といえますか、それをどうやっていくかということも一つの大事な考え方なのかとは捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） 宣言の関係についてですが、課長のほうから答えたとおりののですが、このことにつきましてはどういったことをどういう形で表していくのかということは、これは内部の中で議論をしながら、庁舎内でもう一度議論をしながら、この宣言については議論をして、どうするという中で進めていきたいとは考えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 私は、この宣言をすべきですとか、その一つの手法を言っているわけですが、私が求めているのは、全国で1,740余りある自治体の中で白老町が担う役割、全国初のナショナルセンターを抱えているまちでありますから、そこは全国の自治体からも尊敬されるまちづくりを目指さなければならない。そういう意味での大義あるまちづくり、それが確立されたときには世界に拓かれたまちづくりにもなり、それを推進することで平和のまちにつながる。それは何を指すか、白老町、ここに住む子供たちがそういった誇りを持ちながら次世代に活躍していくというところ、その部分が私は大事だと思いますので、あくまでも私は手法の話をしておりますが、白老町としては全国を引っ張るようなまちづくりを目指していきたいという思いであります。

そこで、この2項目めについては終わりにしますが、3項目めについてであります。手話言語条例の制定の考えやその作業スケジュールについて。こちらは、とても前向きな答弁をいただきました。聾啞者と聾啞者以外の方が共生できる地域社会の実現に向けて、着実に取組を進めていただけるようお願いいたします。そこで、条例制定後の運用が重要でありますので、その点について質問いたします。

各自治体において様々な施策が講じられておりますが、本町ではどのような取組をお考えでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） まず、条例の制定の考えについては、先ほど町長からご答弁申し上げたとおりでございます。ただ条例制定後に基本方針を定めることが必要になってきて、その中で具体的に何をやっていくかということが出てくるのですが、こういう具体的な点

につきましては、一般的に言われていますのは手話の普及啓発でありますとか研修など、そういうことを進めることが必要となっていきます。ほかの市町村で先にやられていると自治体がありますので、そういうところを参考にしながらも、やはり我がまちに置き換えた中で具体的に何をしていくかということを検討していく必要がありますので、それは条例の制定に向けた取組の中で同時に具体的に何をやるかということを決めていかないと、条例制定しても実際何をやるかということと立ち止まってしまいますので、そういうことにはならないようにしたいと思います。

また、条例制定前の状況においても、できることから裾野を広げるような活動、例えば我々が持っています民生委員児童委員がいらっしゃるけれども、そういうところで障がい者の部会とかがありますので、その中で手話のことについて勉強会をすとか、そういうことからでも少しずつやれるところから進めていきたいという考えを持っているところであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

[4番 貳又聖規君登壇]

○4番（貳又聖規君） 仮に健常者であっても、例えば言葉が通じない国に一人取り残されたならば、言葉が通じない苦勞が本当に分かるはずであります。聾啞者の皆さんは、日常そのような環境にあるという認識を多くの方が持つべきであります。聾啞者の方の立場になり、物事を考える。それが多文化共生の対話尊重の理念につながるものであります。

そこで、総合計画に掲げる互いの人権を尊重し合い、差別のないまちに関連して3点ご質問いたします。

1点目は、白老町の地域性、実情に合わせた展開についてであります。ウポポイにも多くの聾啞者の方々が訪れることとなります。そこで、私は聾啞者の皆さんに向けてアイヌ文化を説明、解説する仕組みの構築や人材の育成が急務と考えます。この点についてまちが実施している観光ガイド養成講座等との連携が必要と考えますが、見解はいかがでしょうか。

2点目です。多文化共生を掲げるまちの姿勢についてであります。まちの行事や成人式など、町長が挨拶するときには必ず手話通訳をつける。このことで総合計画に示す互いの人権を尊重し合い、差別のないまちの啓発、普及につながると考えますが、いかがでしょうか。

3点目です。教育についてであります。先般8月に白老東高校の福祉授業にて、聾啞者の生活と手話の基本を学ぶという取組が白老町社会福祉協議会と白老町ボランティアセンターの協力の下、実施されました。このような取組を町内の小中学校にも広げると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） 私のほうからはガイド養成の関係でご答弁させていただきたいと思っております。

ガイドの関係につきましては、先般開講式を始めて、11月まで3コースで19回の講座を行うという中でスケジュールを進めてまいりたいと思っております。一応ガイドについては、まず白老町の自然ですとか歴史を学んでいただくというような3コースを用意しておりまして、そういった基礎知識をつけるということ、それから実際ガイドの方に習いながら、どう相手方に

伝えていくのかというような手法については、勉強というか、講座、現地実習も含めてやっていくとなっておりますが、現在まで手話ですとか、そういったプラスアルファの部分については講座の中には入ってございません。まずは、町としてはそういった基礎知識を身につけて、広く皆さんにガイドできるような人材をまずは育成してまいりたいと思っておりますので、次の段階でこのような部分については、プラスアルファといいますか、基礎をまず一回固めてガイド人材を養成してまいりたいと今考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 町外からいらっしゃった方の対応の件でございます。今回9月会議に、遠隔手話サービスの導入ということでタブレット3台配置するというので、議案説明会でご説明いたしましたけれども、観光インフォメーションセンターと町立病院、あと健康福祉課に配備するというので、手話をタブレットを通してできるような環境を整えるということで、まずそういうところから、来町する方については町としてそういう事業を実施していくという考えでおります。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 教育の部分からです。聴覚障がい者の方を理解するという部分に特化はしておりませんが、総合的な学習の時間の中で多様な方たちを理解する中で、例えば視覚障がい者の方の疑似体験ですとか、それから高齢者の方たちの疑似体験ですとか、そのような形で子供たちが理解する部分については進められておりますが、今後の中で多様な方たちを理解する中で、例えば手話というものがあるということを学校の中で学んでいくということも一つの方策としてあるかとは思いますが。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 分かりました。ただ、私が思うのは、聾啞者の皆さん、手話というのは世界共通言語として認められているわけでありまして。ですから、その部分だけをというのではなくて、我々が発する言葉と同じく、これは世界共通の言語として認められているわけですから、その重みをきちんとしっかり受け止めて発信することが対話のまちづくりを尊重する、多文化共生のまちづくりを尊重する我がまちの役割だと思っております。そして、来年ホストタウンの取組の中で、オリンピック・パラリンピックの関係です。何か町長が代表してお話をするときには必ずこの手話の通訳者をつけること。これが本当に世界に開かれた町の表現になると思っておりますので、それらを考えて進めていただきたいという思いであります。これに関しては、答弁は必要ございません。

続きまして、差別のない人権尊重のまちづくりを目指した条例の制定についてであります。国は、2016年6月にヘイトスピーチ解消法を制定いたしました。この法律は、差別的言動は許されないことを宣言し、国と地方公共団体が差別解消に向けた取組を推進することを目的とした日本で初めての反人種差別法であります。さらには、平成31年にはアイヌ施策推進法が制定され、同法第4条には、何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として差別すること、その他の権利、利益を侵害する行為をしてはならないとしており、我が国の法律の枠

組みで言う不当な差別的取扱いと不当な差別的言動の両方を禁止した初めての法律であります。国内地方自治体の取組では、川崎市が2019年12月に川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例を制定し、実効性の面でも我がまちが模範とすべく先駆的なものであります。

一方で、本町を取り巻く環境は、本年7月にウポポイが開業いたしました。新聞報道等取り上げられているように、先住民族アイヌへのヘイトスピーチが激化しております。私が想像するには、ヘイトスピーチが激化している現状を町このまま放置すると、ウポポイ及びその周辺を含む町内にて街宣が行われることが予測されます。それについてまちはどのような危機意識を持たれているのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 偏見の関係ですので、私のほうからご答弁申し上げます。

先日の報道も含めて、今博物館のほうの状況としては一定程度把握はしているところであります。議員のほうからのご指摘でございます。条例制定の必要性という部分につきましては、私どもも十分な理解はしているところでございますが、今後も把握に努めること、それから起こり得る想定の中で様々な問題等の対応を考えていかなければならないこと、まだまだ十分ではないという捉えでございます。その中で、町長からも1答目でご答弁あったとおり、本町でも起きかねないというところの事案としてはやはり深く受け止めなければならないという認識でございます。議員と同様な認識でございますので、今後の中でこういった取組は、起きないようなことの対策は打たなければならないという認識は持っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 国立アイヌ民族博物館の理念は、日本の先住民族であるアイヌの尊厳を尊重し、国内外にアイヌの歴史、文化等に関する正しい認識と理解を促進するとともに、新たなアイヌ文化の創造及び発展に寄与するものとしてあります。初代館長である佐々木史郎館長の報道のコメントによれば、アイヌ民族への差別は極めて不当かつ一方的なもので、今の先住民族アイヌに対する理解や共感の欠如から、差別は残っているとされております。そして、ウポポイの公式ホームページを確認いたしますと、ウポポイでの禁止事項として、敷地内での禁止行為として騒乱行為、そして旗、幕、プラカードの掲示禁止、そしてビラ、ポスターの配布行為の禁止が掲載されております。既にウポポイの敷地内では予防対策が講じられているわけであり、このウポポイの動きを踏まえて、まちにおいてすべきことは町民の皆さんの安全、安心な環境づくりに努めることであり、ウポポイ敷地内での街宣活動によるヘイトスピーチの禁止を盛り込む制度構築であります。以上のことから、私は早期に、今回の答弁では条例を制定する考えには至っていないということではありますが、早期に本条例制定に向けた取組に着手すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 実際のところ、こういった状況が議員のご指摘のとおりどのように発生していくかというのは、不安に思うところでございます。報道でも記載されておりましたが、これはやはり国が主導で今後進めるべきというところはありますし、議員の

おっしゃるとおり、地元での対策というものが今後も重要だという認識をしております。こんな中で、ヘイトスピーチ以外でも、様々な人権問題、特に暴力、DV等の対応も私どもは所管をしておりますが、我々役所の立場としては加害者から当事者を守るということは最大限対応していきたいと思っておりますし、これは警察機関との連携が必須でございます。そういった中で、今後進める部分の今の段階におきましては、そういった町民を守るという観点は共通認識としてまずは申し上げておきたいと思っております。今後の条例の制定につきましては、先ほど議員からお話があったとおり、一例として川崎市の条例等もありますし、今後の取り組むべき部分ということでは思いますが、繰り返しになりますけれども、本件に関しましては少なからず時間をかけて必要な調査研究に努めてまいりたいという考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） では、私が懸念する本条例制定を先送りにした場合に考えられるマイナス要因をお伝えします。1つは、外交や観光面における打撃と住民生活への悪影響であります。国立の施設があることで世界各国、海外から多くの来訪者が訪れます。さらに、各国から要人や大使などがウポポイを訪問することになります。アイヌ民族だけでなく、外国籍の住民へも向けられるヘイトスピーチが起こった場合、条例で禁止、中止命令が出せないと、日本国内のみならず、海外へ向けたイメージも低下の影響が懸念されます。2つは、教育現場への影響です。教育の場としてウポポイには多くの教育旅行生が訪れます。町内でヘイトスピーチの街宣が実施された場合、住民以外の観光客、修学旅行生の被害が大きく、当事者の痛みや苦しみが続くとともに、まちのイメージ低下につながります。また、インターネットでウポポイ、アイヌなどと調べたときにヘイト動画や投稿が真っ先に出てくるような状況になり、仮にその動画や投稿を閲覧した結果、ウポポイ訪問に疑念を抱く保護者や生徒の差別発言が助長しかねません。教育の中心地の一つとして本町が模範を示す意味でも、先駆けて制定する必要があるわけであります。

この条例制定に関しては、まずは仕組みづくりが重要であります。条例制定の前に、それに向けた取組として一つ提案ではありますが、外部有識者等のお力を借りるなどして差別解消のための条例検討委員会の設置の試みも一つと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 本間生活環境課長。

○生活環境課長（本間 力君） 今お話をした危惧する捉えという部分に関しましては、十分私どもも認識しております。条例を制定する上では、川崎市のほうの捉えの中でもあるように、罰則という規定が一つ、ヘイトスピーチ法の中の理念の中でいけば、各自治体に取り組んでいる一つの捉えかというところで、我々も注視していきたいところであります。今は動画サイト、SNSなんかのところも伺いますと、これがきちんと立件できるような状況には100%ないという認識もございます。なかなか難しいという部分もあります。そういったところも踏まえますと、準備としては有識者、専門家という部分にもお力をいただいて十分に条例制定の中の意義というものを確保していきたいと。当然ヘイトスピーチ以外にも、川崎市もそうですけれども、差別のないまちというところでの捉えも含めて、時間をかけてという言葉はありますけれ

ども、急げるか急げないか、これからの取組、努力次第だと思っていますので、一応私どもとしても議員のご指摘いただく部分については十分理解しているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 分かりました。本町には海外からの労働者もかなり増えてきております。また、私は白老の子供たちにこういったようなヘイトスピーチ等の姿、光景を見せたくはないという思いであります。そういうことも、もちろん町は深く受け止めていただいておりますので、何とぞ強いご検討のほどをお願いいたします。

続いて、4項目めについてであります。第2期地方創生推進交付金の活用についてです。この規模、そして作業スケジュールはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 今回2期目の地方創生推進交付金については、当初今年の春までは、この9月に国のほうから、内閣府のほうから示される予定となっていたところでございますが、現在まで示されていない。本日付まで示されていない状況ということになってございます。一つこれは想定として考えられることは、コロナ禍の中で地方創生臨時交付金、コロナ感染症の拡大防止という観点の中で地方創生臨時交付金ということで全国に対して交付を今までしておりますので、そういった部分で遅れが出ているのではないのかということ担当課としては捉えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 理解いたしました。その中において、白老町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、まちのファンづくりプロジェクトを定めておまして、関係人口を増やすために、ウポポイ開設を踏まえておもてなし環境の整備やふるさと納税等の新たな関心と関与を生み出すとしております。その具体的な方策、イメージについて、大まかでよろしいので、こういうイメージだということについてお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） イメージといいますか、地方創生に資する取組としましては、議員がおっしゃっていただいた部分、まちのファンづくりプロジェクト、若者定着プロジェクトという中において、総合戦略の地方創生の戦略の柱である人の創生、仕事の創生、まちの創生、この3つの柱から成っております、10の基本目標を掲げさせていただいております。そういった中で46の具体的な取組も定めさせていただいておりますが、まちのファンづくりプロジェクト、若者定着プロジェクトと絡めながら、これを推進していきたいというところで考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） それでは、私がいろいろ町民の皆様と意見、対話を重ねる中で、私が

それらの意見を踏まえた具体的な方策、地方創生の一つの切り札的な方策について述べさせていただきます。この件は、前回西田祐子議員からもご提案がありました。演歌歌手、水森かおりさんの白老町観光大使としての起用であります。ご当地ソングの女王と言われている水森かおりさんですが、「白老ポロトコタン」というすばらしい曲があります。町内のカラオケ愛好者からも人気があります。まちのファンづくりとして、国内の幅広い層から支持を得る可能性がとても高いと私は考えております。まちの見解はいかがでしょうか。そして、「白老ポロトコタン」の曲については御存じでありますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 工藤企画課長。

○企画課長（工藤智寿君） 議員のおっしゃっていただいた部分については、観光大使というお話もありますが、地方創生に資する取組の中で情報発信の在り方という部分を一つ示唆していただいたのかと聞いていて感じたところでございます。また、地方創生推進交付金の活用等も含めて考えたときには、著名人や有名人を活用することは本当に大きな発信力になっていくものという、一つの方策であると捉えておりますし、いずれにしましても今後予定されている国の方針を見定めると同時に、今議員の言われたような視点、様々な視点を持ちながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 「白老ポロトコタン」の曲は、まず幻想的なムックリの演奏から始まり、その歌詞には、ポロトコタンはもちろん、白老駅が登場し、アイヌ文様のピリカのしおりを2つ、そろいで買ったことや、涙の粒はポロトコタンに沈めますという内容があり、ポロト湖の伝説である涙でできた2つの湖をほうふつさせるものであります。私は、この曲は本町の観光の強力なコンテンツになると確信しております。そこで、私はウポポイ開設の記念の年である本年のNHK紅白歌合戦に水森さんにアイヌ文化とのコラボレーションによる「白老ポロトコタン」を熱唱いただき、広く国民にアイヌ文化、ウポポイ、白老町を発信することを提言いたしますが、その点についてお考えをお聞きいたします。

○議長（松田謙吾君） 富川経済振興課長。

○経済振興課長（富川英孝君） ご提案いただきました水森さんが年末の紅白歌合戦とか、そういったところに出ていただくというのは非常に町としては大きなインパクトのある事業かとは思っておりますが、今の段階で検討しますとも何ともちょっと言いがたい状況かと思っております。観光大使につきましては、基本的には町のイメージアップ、あるいは観光振興に関することということで、それぞれの要件を満たして推薦をいただいてというような流れに一応はなってくるかと思っておりますので、その辺の手続についてはしかるべき方に推薦等をいただいて審査等、そういった俎上に乗ることはできるかと思っておりますが、今現在テレビ局の中に提案していくというのは、私の中では事業規模が大き過ぎて今の中で具体的にそれが進捗するのかどうかというのは今の段階ではちょっとお答えしかねるかと思っております。ただ、そういった可能性についてはいろいろな部分で模索してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

[4 番 貳又聖規君登壇]

○ 4 番 (貳又聖規君) 3 点質問いたします。

1 つは、仮に紅白歌合戦でお披露目できた場合、その効果額はどれぐらいであると想定しますでしょうか。2 つは、ウポポイの国内の認知度はどの程度と捉えておりますでしょうか。3 つは、白老町の地名としてのポロトコタンの認知度はいかほどであると推測いたしますでしょうか。現時点で分からなければ、分からないという答弁で結構です。

○ 議長 (松田謙吾君) 笹山アイヌ総合政策課長。

○ アイヌ総合政策課長 (笹山 学君) 7 月 12 日に開業いたしましたウポポイですけれども、今のところはコロナの影響ということで、いろいろ人数制限等を行いながら営業しているところ。テレビ等でも広告をしたり、開業を 2 回延期しているということで、いろいろと国内的にも注目されている部分かとは思いますが、国内での認知度という部分については町のほうでは現在のところ承知してはおりません。

○ 議長 (松田謙吾君) 4 番、貳又聖規議員。

[4 番 貳又聖規君登壇]

○ 4 番 (貳又聖規君) ちょっと意地悪な質問をしてしまったかもしれませんが、紅白歌合戦については、コロナの影響も心配ではありますが、効果額を含めた波及効果はかなり大きいものであると考えられます。それが実現した場合に、ウポポイの認知度も高まるでしょう。そして、重要な視点は、白老町の地名のポロトコタンの認知度向上です。ポロトコタンには、旧アイヌ民族博物館、過去から現在に至るまで多くの旅行者を含め、修学旅行生が訪れております。国内にて 20 代から 70 代までの修学旅行でポロトコタンを訪れたことがあるという方は、実績が示すようにかなりいると思われ。第 2 期地方創生推進交付金は、関係人口を意識したことになります。水森さんの「白老ポロトコタン」の曲を聞いたとき、ある方は当時を思い出し、懐かしいと、またある方はまた訪れてみたいという気持ちになることでしょう。地方創生や観光振興には、このように個々人の人生にスポットを当て、それぞれが主人公になれる仕掛けも私は必要だと考えます。そして、この曲を CD 化や DVD 化し、曲中にあるアイヌ文様のピリカのしおりを再現、制作し、商品化し、それをふるさと納税のアイテムとして取り扱うのも効果は出るものと考えます。本町の風光明媚を取り入れた動画をつくり、インターネットで配信することで強力な観光コンテンツになり得ます。

この曲は、海外からの来訪者にも共感を得るものであります。なぜならば彼らは日本の歴史や風土、伝統文化に強い関心があるからであります。演歌は、日本の文化、日本人の心であります。水森かおりさんは、NHK 紅白歌合戦に 2003 年から 2019 年まで連続して 17 回の出場歴があります。私の提案は、根拠と戦略に基づき、ここ白老町に生きる町民の皆さんに夢と希望、地域の誇り、お年寄りに元気を与える公共性のあるものであります。町は、財源がない、人手が足りない、時間がない、町民の皆さんの合意が得られない。それらを盾に、前向きに検討するとよく言われます。前向きに検討するは、やらないと同じであります。

本件は、雲をつかむような話ではありません。水森かおりさんは、現に各地の観光大使を 23 か所と多数務められております。秋田県能代市をはじめ、北海道では千歳市、比布町であります。

さらには、紅白歌合戦の過去出場の曲目は、2004年には「釧路湿原」、2018年には「水に咲く花・支笏湖へ」を披露されております。目の前に大きなチャンスが転がっているわけであります。町長が代表して、町民の思い、まちの多文化共生の理念を持って、本町の地域活性化のために連携を申し出る。お金がなくても行動に移すべきです。お金が必要ならば、今の時代はクラウドファンディングの手法もあります。行政として取り組むのが難しいと判断するならば、志の高い町職員が発起人となり、町民の皆さんと協働により、草の根の取組をすればよいと私は考えます。町長、動きはございませんか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 水森かおりさんは、紅白歌合戦でなくてもテレビにいろいろ、有名な方ですから、ここで白老町をPRするというのは本当にいい手法であると思います。今の質問の中でどうですかと言われて、すぐ、はい、やりますというわけにはいかないかというのが正直なところで、それはこちらで水森かおりさんと、私も何回もポロトコタンの歌は聞いていますけれども、非常にいい歌で、白老町の愛好者もたくさんいると私も認識しているところです。そことNHKの紅白歌合戦とどう結びつけていけばいいのか、どうPRしていけばいいのかという手法がまだ頭の中で整理がついておりませんので、いいPRだとは認識しましたので、どういう形でどういうネットワークでここにつなげていくかというのは考えていかなければならないと思います。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 私は、この共生共創のまちづくりと地方創生についての質問においては、海外を意識したものかの質問に始まり、平和のまち宣言、町の記念日の制定、手話言語条例の制定、差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定について質問いたしました。いずれの項目も共生共創の実現を進める上で、平和なまち、平和意識の醸成を図るものであり、一本の樹木に例えるのであれば、各項目が枝葉となっているものであります。その中でも、差別のない人権尊重のまちづくり条例の制定は喫緊の課題であります。最初に再質問したとおり、先住民民族アイヌを主題とした日本初の国立博物館を有する本町には、他の自治体に先駆けて模範となる取組を行う使命があると考えます。白老町より先に対策を検討できる自治体はございません。国は、ヘイトスピーチ解消法を制定しました。国の動向を見てという答弁もありましたが、国は既に法整備に入っているわけであります。制定しているわけであります。そして、ウポポイにおいても、その対策強化が進んでおります。次は待ったなしの状態です。白老町が法整備をする番であります。

最後に理事者の制定に向けたお考えとその覚悟を確認し、この質問を終えます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今まで議員のほうから様々なご提案もいただきながら、議論をさせていただきました。今の役場内における政策づくりも含めて、政策実行の在り方、そういうことに対しても厳しい声もいただきました。それらをしっかりと、私は理事者の一人として基本としてまず受け止めたいと思っております。今回ウポポイ、民族共生象徴空間としての位置づ

けがされ、そして本町がその空間を有するまちとしての立場をいただいたと。それは、今後あそこの博物館がある空間のみならず、しっかりとまち全体が、そして町民の一人一人が本当の意味での民族共生の象徴であるべき空間をつくり出していかなければならないだろうと思っています。そのためには、今ご提案いただいたような条例だとか、宣言だとか、それから振興のための方策として今具体的に水森さんとの関わりのこともご提案がありました。そのことは十分受け止め、それを今私が申し上げたような今後の民族共生、本当に共生共創のまちづくりを広げていく、その象徴としてのまちづくりを広げていく政策としてどう組んでいくかということとはしっかりと考えたいと思っております。

ちょっと今の話とそれるかもしれませんが、それるといふか、全体的な押さえ方として平和という、平和のまちの宣言も本町はしております。私は、教員としての人生も歩んできましたけれども、平和ということの捉え、それと今言った共生共創の象徴としての平和、そのところはいつも、この間も職員に向けても発信したのですけれども、谷川俊太郎さんの詩の中に「平和」という詩があります。平和、それは空気のようなものだというような始まりで進むのですけれども、その中にこんな言葉があります。間違っていたら申し訳ないのだけれども、言葉はちょっと部分部分が。例えば中に、平和、それは花ではなく、花を育てた土だ。平和、それは歌ではない。それは生きた唇だ。平和、それは絵ではない。古い額縁だ。平和、それは旗ではない。汚れた下着だ。そういう詩があります。語句のところの押さえは間違っているかもしれないけれども、そういう俊太郎の詩があります。それは、まさしく日常の中にしっかりと息づいていなければならない。一人一人のまずは人格が尊重され、そして一人一人が心豊かに生きるということが保障されていなければ、本当の意味での民族共生も、多文化共生も、共生共創もあり得ないと思います。そういったところをしっかりと職員が意識をした共生共創のまちづくりをしていかなければ、本当の意味での政策的なまちづくりにならないのではないかと考えております。議員からの貴重なご意見を十分賜ったことを受け止めて、今後のまちづくりを進めてまいりたいと考えます。

○議長（松田謙吾君） それでは、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時25分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

2問目を4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 大項目の2点目は、町道の整備についてであります。

（1）、町道の舗装率、舗装済み延長の現状と課題について伺います。

（2）、地域内生活道路網の整備に当たり、地域住民の声を反映させる仕組みについて伺います。

（3）、道路環境が整い、多くの人や物が行き来するまちについて。

①、橋梁の整備状況と課題について伺います。

②、産業道路の地域別の捉え方、その整備の可能性について伺います。

(4)、町道石山1番通りの整備について。

①、地域からの要望状況とそれに対する検討・進捗状況を伺います。

②、本線を活用する個人経営者や企業等の出荷額等がもたらす町経済への波及効果をどのように捉えているか伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町道の整備についてのご質問であります。

1項目めの町道の舗装率、舗装済み延長の現状と課題についてであります。令和元年度末の舗装率につきましては約49.7%、舗装済み延長につきましては、約220キロメートルとなっております。優先性の高い路線や緊急性、必要性を総合的に判断し道路整備を実施しております。

2項目めの地域内生活道路網の整備に当たり、地域住民の声を反映させる仕組みについてであります。生活道路の整備につきましては、道路の劣化状況や利用率、更に、地域からの様々な要望を踏まえ策定した町道簡易舗装及び舗装補修計画に基づき、継続的に整備を進めているところであります。

3項目めの道路環境が整い、多くの人や物が行き来するまちについてであります。

1点目の橋梁の整備状況と課題についてであります。道路橋の整備につきましては、平成25年度に策定された橋梁長寿命化修繕計画に基づき、27年度より老朽化が著しく緊急性の高い橋梁から優先的に修繕を進めているところであります。現在、町内において供用開始されている129橋のうち、早期措置及び予防保全を要する施設が相当数残っている状況にあります。

2点目の産業道路の地域別の捉え方、その整備の可能性についてであります。物流や産業集積など事業活動に欠かせない地域における産業道路は、生活道路と同様、必要不可欠であると捉えております。地域ごとに産業形態は異なりますが、費用対効果や利用状況、優先度を踏まえながら、整備の必要性を検討しなければならないと考えております。

4項目めの町道石山1番通りの整備についてであります。

1点目の地域からの要望状況とそれに対する検討・進捗状況についてであります。本線については、28年及び30年に石山地区の町内会から、通行時の砂ぼこりや雨天時、雪解け時期の路面凸凹の解消を目的とした道路整備要望を受けております。これまでの要望を受け、29年に補助事業の活用を検討しましたが、整備には周辺一帯の排水を含めた抜本的な対策と用地取得を要するほか、多額の費用を伴うことが課題となっている状況であります。

2点目の本線を活用する個人経営者や企業等の出荷額等における町経済への波及効果についてであります。具体的な生産額や出荷額については算出できませんが、周辺地域においては畜産をはじめ、園芸、野菜生産を行う個人農家や事業者が複数あり、町の経済発展に大きく寄与しているものと捉えております。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） まず、1項目めの現状につきましては、よく理解いたしました。

2項目目、町長答弁では地域からの様々な要望を踏まえ策定した町道簡易舗装及び舗装補修計画に基づきとありましたが、具体的な取組の一例をお聞かせ願います。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまの計画についてのご質問に対しましてお答えいたします。

現在この2つの計画と申しますのは、舗装道路を整備する上で我々がまず既存道路で舗装化になっている部分の段差解消ですとか、そういった部分のオーバーレイ工事を進める。まず、それが1点目であります。あとは、現在地域からかなり要望をいただいております砂利道の舗装化、そういった様々なお声と、あとはいただいたお声の中で現状を我々のほうでも状況を把握させていただいて、全町的にある程度、その利用状況ですとか、そういったものを踏まえた中で優先度を決めながら計画を進めて事業実施をしていくための計画ということで、あくまでも簡易舗装計画については砂利道の事業計画に対するものでありまして、舗装補修計画につきましてはオーバーレイ工事をするための年次計画を策定しているものであります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） まず、その件については理解いたしました。町民の皆さんは、生活道路問題につきましては本当に身近な問題ですので、凸凹道ですとか、そういったところの改善を望む声というのは私のほうにも届いております。ただ、それは優先度を決め、限られた財源の中で進めていくために、計画に基づき、しっかりと住民の声を聞いて進めていくということが分かりました。

そこで、続いて3項目めについてであります。3項目めについて早期措置と予防保全を要する施設が相当あると答弁されました。こちらについて、もう少し具体的に掘り下げた説明をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） ただいまのご質問でございます。

これは、平成19年度に国のほうで定められました橋梁長寿命化に基づきまして、各自治体につきましても道路橋の安全、適正化という部分を含めて、現在橋梁長寿命化を白老町でも実施しているところであります。この早期措置、それから予防保全と申しますのは、現在、先ほど答弁にもありました所管する橋梁の経過年数等がある程度古くなっている施設、そういったものの状況を踏まえた中で橋梁を点検をして、危険な状態であるですとか、まだそこまではいいないですけれども、早急な改善をすることでその橋梁の施設を延命させると、構造的に延命をさせてライフサイクルの部分ですとか将来の経費削減も含めて維持管理をしていくという部分、そういう橋梁診断に関わる手法の一つでございます。

道路橋の早期措置と申しますのは、点検結果の中で、道路橋の機能にはそれほどまだ影響は生じてはいないのですけれども、早期改善することによってその橋梁を安定化させる、強固にしていくという手法でありまして、中にはコンクリートの劣化ですとか、そういった部分で緊急に措置をしなければいけないという部分も含めての早期措置ということが挙げられます。予

防保全というのは、そこまで重症化はされていないのですけれども、先ほど申し上げた橋梁の耐用年数というのが当時は40年から50年と言われておりました。そういった40年、50年の部分が経過年数がたっていく中で、早目に手だてをしていくことによってその耐用年数をさらに延ばして使える状態にしてあげるといような目的でございます、現在白老町で実施していませんのは、緊急と申しますか、早期に対応しなければいけない橋梁から現在事業を実施しております、判断結果の中で出ている橋梁の緊急性を要するものの修繕が終わってから、それから延命措置に向けた予防措置の部分の対応をしていきたいということでございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 分かりやすく、本当に理解できました。白老町は、社台から虎杖浜まで、横にも長く縦にも長いまちですから、そういった意味で道路整備、これは本当に大きな課題であると認識しております。

その中であっても、4項目めについてであります、町道石山1番通りの整備についてであります、本件については石山地区の町内会の皆さんや事業者からの長年にわたる道路整備要望であります。多額の費用を伴うことが課題である。それから、排水ですとか用地取得、そういったような複合的なものもある。その中において、まちの財政状況を踏まえると、町が単独で進める整備は難しいと考えます。

そこで、3点質問いたします。1つは事業規模について、2つは想定している補助メニュー等について、3つは整備にはどれくらいの期間がかかるか、以上3点についてご質問いたします。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 3点のご質問であります。

まず、道路事業として考えたときの想定で検証した部分をお答えをさせていただきます。現在議員がおっしゃられている路線につきましては、工業団地の終わった部分から、そこから山側に向かっていく路線の部分だという考えで捉えております。現在その整備延長として、我々のほうで現地調査も含めた中で昨年から交通量調査、そういったものを直営で実施している経緯がございます。その中で今言われております整備延長というのは、まず2.6キロメートルで現状我々のほうといたしましては押さえておまして、2.6キロの道路を約4メートルから5.5メートルの道路構造令に準じた道路を整備した場合という想定でお答えをさせていただきますが、基本的には5.5メートルの幅員で整備を進めた場合、1車線、すれ違い道路でイメージをしていただきたいのですが、その部分を約2.6キロ整備して、当該地につきましては雨水の排水処理が非常に課題と我々は捉えております。その排水処理をどこに流すのかという部分で検討した場合、既存周辺には道路の接続できるような排水枘というのがありますので、今検討しているか想定をしているのは、近隣の河川への放流という部分が必要ではないかという部分でございますと、河川までの接続の施設、それから河川までつなぐ排水管の整備、そして2.6キロの道路、道路は現状は現在の砂利道の部分としては3メートルから4メートル程度しかありませんので、道路構造令の基準で整備をした場合には、やはり5.5メートルということになれば用地交

渉、用地買収、機能補償という部分がいろいろと様々な要件が出てくると想定しております。

そういった整備を含めて、あくまでも近隣工事の設計単価で算出した概算であります。我々のほうで押さえている事業費といたしましては約7億円程度と押さえております。この7億円を、現在道路のイメージといたしましては竹浦2番、現在継続で事業を、補助の関係でちょっと進んでいない部分はありますが、現在白老町として道路の事業を進める中では1事業3,000万円ベースぐらいで整備を進めているのがここ数年の現状です。7億円を3,000万円で割り返すと、本当に奥までの2.6キロを整備するとなれば24年、それが5,000万円であれば14年という、単年、単年に投資する額によっては計画は変わっていきますが、現段階で我々が想定している事業、それから計画についてはそういう形で捉えているのが現状でございます。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） 私のほうから農道整備する場合の事業メニューという面でお答えさせていただきます。

まず、整備延長、幅員等々に関しましては先ほど舩田参事から説明があったとおりなのですが、農道単独ということで整備可能なメニューとしては、現在北海道の農道整備特別対策事業というものがございます。こちらについては、地元の負担割合は2分の1ということで、事業の主体は北海道ということで、北海道に対して負担金を払うというような形の整備になります。こちらに関しては、北海道の計画が5年1期となりますので、基本的には5年の工事期間になりますけれども、先ほど建設課のほうからも話がありましたように、用地買収、そういったものがありますので、その進み具合によっては工事期間は変動してくるものかと考えております。

この農道整備特別対策事業なのですが、過去に農免農道の整備事業等々がありましたが、こちらのほうは平成21年で終了となっておりますが、農道単独で整備できるというような使い勝手のいいメニューになっておりまして、全道各地から要望が相次いでいるといった中で、現在手を挙げたとしても、すぐ採択になるかどうか分からなといったような状況であります。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） よく理解できました。7億円もかかる。その中で、道路整備に当たり、補助メニュー確保など超えるべきハードルや課題が複合的に存在することを理解しました。しかし、そのような中でも、この地域一帯は本町の産業を支える重要なエリアであります。そこで、質問であります。大規模な整備が難しい中、現状における維持管理についてはどのように対策されていますでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 舩田建設課参事。

○建設課参事（舩田紀和君） 基本的な管理体制についてまずはお答えいたします。

基本的には毎月、町内を職員によって道路パトロールを実施しております。これは、砂利道、舗装道路、全ての道路に関するパトロールを社台から虎杖浜で行っております。その中で路面状況に影響がある部分が生じたときには、例えば砂利道の石山1番通りにつきましては、町の重機のほうで不陸作業を実施しているのが現状です。ただ、降雨の時期、それから雪解け等々で、全てが全て完全に常にフラットな状態で道路管理をできているかという部分については、

やはりどうしてもタイムラグがございまして、がたがたになっている状態を数日残してしまっているような状況もございます。ただ、そこは強化をしながらということで、気をつけて現在は維持管理をやっている状況でございます。

○議長（松田謙吾君） 4番、貳又聖規議員。

〔4番 貳又聖規君登壇〕

○4番（貳又聖規君） 課長のほうから、道路パトロール等、事業費とは別に職員の皆さんが汗をかき、現場に赴いて現地を確認しているという意味で、本当に私は感謝、評価するものがあります。

そこで、私が独自に行った現地のヒアリング調査では、本エリアに点在する企業等の出荷額は20億円以上に上るものであります。皆さんが抱える課題についてであります。これも実際に聞き取りをしたものであります。ある白老牛の生産者におかれては、出荷時に道路状況が悪いことから、牛同士が揺れることによってストレスだったり、牛同士がぶつかり合うことで肉色が濃くなる。実際にスーパー、お店、百貨店に出ると、やはり消費者は色がきれいなほうのお肉を選びますから、そういったところでの質と価格に影響が出ているということでもあります。そして、ある農家においては、花卉や野菜の品質低下を招いていると、やはりこれも同じような状況であります。そして、共通して従業員の皆さんや住民の方におかれまして、これも共通していることなのですが、道路状況が悪いことから、ふだん運転する車がよく故障するということも相次いでいる状況であります。

実は二、三日前に、私も雨の影響がどのようなものか気になり、現地に足を運びましたが、雨水がたまり、凸凹な状態で、車での移動がかなり困難なものでありました。実際に9時ぐらいに現地を見たのです。その後、また私が昼から現地を見ると、まちの動きはとても速くて、実際にグレーダーで道路を整備していただいていた。そんなようなこともあって、事業者の皆様も地域住民の方々も本当に感謝しておられるところであります。ただ、しかしながら、整備してもすぐまたそういう凸凹状態になるというところでもあります。何とか、全体を整備するのは難しくとも部分的に段階を追って整備いただきたいという思いも込めて、今後の展望として農業振興上の展望、それから道路管理上の視点についてのお考えについて、最後にこのことを伺って私の一般質問を終わります。

○議長（松田謙吾君） 三上農林水産課長。

○農林水産課長（三上裕志君） まずは、農業振興上の捉えということでお答えをさせていただきます。

道路整備については、議員おっしゃるとおり、いろんな声をお聞きしておりますが、未整備の道で凸凹が多いことによって家畜の運搬に影響がある。先ほど言われたように、ぶつかり合っとうっ血してしまう。例えばよるめいて骨が折れてしまうとなると致命的な状況になってしまいます。それと、野菜等に関してはぶつかり合っただけで傷んでしまうといったことは当然私どもも押さえておりますし、事業者から直接私どももお聞きするところもございます。農業振興という視点から言えば、当然石山1番通り、本路線だけではなくて町内各地にまだ未整備の道路がありますので、当然ほかの路線も含めて事業上重要な路線であると捉えておりますので、道

路整備の必要性、重要性に関しては十分必要だと感じているところであります。

○議長（松田謙吾君） 舛田建設課参事。

○建設課参事（舛田紀和君） 事業整備も含めた視点でというご質問でございます。

当該路線については、隣接する産業従事者の方々、そういった方々の事業を推進する上で、営業を行っていく上で重要な役割を担っている路線だという認識は十分理解しております。道路全体として考えましても、そういった事業従事者ですとか、地域に住んでいる生活されている方々ですとか、町全体において道路の重要性というのは非常に大切なものという認識は捉えております。その中で、今回質問にあるこの路線につきましては、先ほど申し上げました雨水処理ですとか、用地処理ですとか、そういった課題、事業費的なものもございます。そういったいろんな総合的な部分を考えた中で、現段階で、どうこうというような答弁は非常に厳しい部分もございます。まず、できることはという部分でいけば、利用者の方々にはできるだけ安全な走行をしていただくという、そういう道路維持管理の部分をさらに強化をしながら、まず今できることを最優先にやっていくという部分で、維持管理の徹底、強化を図りながらこの路線の安全対策に努めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、みらい、4番、貳又聖規議員の一般質問を終わります。

◇ 前 田 博 之 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、きずな、6番、前田博之議員、登壇を願います。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 6番、前田です。行財政運営について6点質問いたします。

（1）、令和元年度一般会計決算の概要と財政指数及び評定について。

（2）、令和2年度一般会計予算について。

①、コロナ禍の影響による経常経費、事業費等の執行状況とその増減額について。

②、収支見通しと剰余金の見込額について。

（3）、新たな財政計画の名称、必要性、基本方針（計画期間、目標、取組姿勢）と重点事項について。

（4）、白老町職員定員管理計画改定の重点事項と進捗状況について。

（5）、白老町人材育成基本方針（平成29年3月策定）の見直しについて。

（6）、行政組織機構改革の方向づけと取組状況についてであります。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 行財政運営についてのご質問であります。

1項目めの令和元年度一般会計決算の概要と財政指数及び評定についてであります。一般会計決算の概要につきましては、歳入120億5,455万6,000円、歳出115億8,212万9,000円、差引き4億7,242万7,000円、繰越事業一般財源を除いた決算剰余金は4億5,126万7,000円となっております。財政指数につきましては、実質公債費比率は14.0%、将来負担比率は52.8%と、いずれも前年度より改善しております。これらの決算数値や指数を含めた評定につきましては、財政

調整基金をはじめとした基金残高が着実に増加するとともに、健全化指標もおおむねプランの目標どおりに推移していることから、財政基盤の強化が一步步確実に進んでいるものと捉えておりますが、安定的な財政運営に向け今後もさらなる強化に努めてまいります。

2項目めの令和2年度一般会計予算についてであります。

1点目のコロナ禍の影響による執行状況とその増減額についてであります。歳出においては、感染拡大防止対策や緊急経済対策として、本定例会に上程している補正予算も含め23億3,358万円の増額、感染拡大防止の観点から中止・縮小した事業分として775万円を減額補正しております。歳入においては、現時点での予算の増減はありませんが、コロナ禍により景気の先行きが見通せない状況であることから、税収等への影響が懸念されるものであります。

2点目の収支見通しと剰余金の見込額についてであります。今後においても、コロナウイルス感染症流行の第3波以降の発生も念頭に置かなければならない状況であり、追加の感染症対策事業実施の可能性や町税をはじめとした歳入への影響など、歳入歳出ともに不透明な状況であります。このことから現時点での見込額はお示しできませんが、収支状況は厳しいものになると想定しております。

3項目めの新たな財政計画の名称、必要性、基本方針と重点事項についてであります。新たな財政計画の名称につきましては、現時点では正式に決定しておりませんが、これまで個々の計画としていた行政改革大綱と財政健全化プランを一体化した（仮称）白老町行財政改革推進計画として策定作業を進めております。新たな計画の必要性、基本方針及び重点事項につきましては、今後予想される人口減少社会の本格化に伴い、歳入が減少し、現状の行政サービスや行政組織を維持していくことが困難になると見込まれることから、本町が進むべき方向性を示す行財政運営の指針となる計画の策定が必要と考えており、歳入の減少が見込まれる中においても持続可能な行財政運営の実現に向け、行政サービスや行政組織、公共施設の最適化を目指すものであります。

4項目めの白老町職員定員管理計画改定の重点事項と進捗状況についてであります。令和3年度以降の第4次白老町定員管理計画では、人口減少、少子高齢に伴う様々な行政需要が高まるなか、持続可能な行政運営を確保するため、行政サービスの質の維持・確保と経常経費に占める人件費割合の抑制を重点として作業を進めているところです。策定に当たっては、人口規模、財政規模のほか、業務量の増減、民間委託等の進捗などを踏まえるため、新たな行財政改革推進計画と密接に連動することから、同計画と並行して策定準備を進めているところであります。

5項目めの白老町人材育成基本方針の見直しについてであります。平成28年に改訂した現在の白老町人材育成基本方針は、気づき・考え・行動する職員像を目指し、人事諸制度の構築と運用のほか、それぞれの職務・職階に必要な知識や技術を実践的に習得する各種研修など、職員一人一人の資質向上と組織力の向上、職場環境の改善のための主な施策を示しているものであります。現段階では、大幅な見直しの予定はありませんが、基本方針では、施策の進行を随時検証し、社会情勢や町政の変化に対応するため必要に応じて見直しを行うとしていることから、その趣旨を踏まえ、適宜、見直しの判断を行っていく考えであります。

6項目めの行政組織機構改革の方向づけと取組状況についてであります。第6次総合計画及び新たな行財政計画を着実に推進し、山積する政策課題を解決するための組織体制の整備が急務であることから、次年度4月をめどに行政組織機構改革を実施する考えであります。将来的な職員定数の減少を踏まえるなかで、課、グループの大幅な統廃合のほか、グループ制や職階の系統的な関係性の在り方を重点課題と捉え、行財政改革推進計画と連動して内部議論を深めているところであります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（松田謙吾君） それでは、休憩を閉じ、一般質問を再開いたします。

6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 財政支出についてまず伺います。

アイヌ文化復興拠点ウポポイが7月12日オープンしました。9月会議の冒頭で今日この件で行政報告がありました。町はウポポイ開業の効果を最大限に活用し、経済の好循環を創出するとして、これまでウポポイ周辺整備事業に約23億円、さらにウポポイに特化した商業観光振興施策等事業にこの3年間ほどで数億円の町費を投入してきました。このことから、町民の多くの方々はウポポイ開設に伴い、それぞれの分野での波及効果や果実を期待しています。ウポポイ開業から2か月が過ぎようとしています。町長は自ら地域や現場に足を運び、自分の目で見て地域の経済の活況の是非などの大局をつかんでいることと思います。そこで伺いますが、ウポポイ開業は地域経済への直接、間接的な影響、さらにその波及効果、予測及び課題、問題点をこの時点でどのように捉えられていますか。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） ウポポイが7月12日にオープンしまして、その前に2回、まず延期があったこと、その延期はコロナの感染症対応ということで、当初思い描いていた年間100万人に対する入り込みのバランスは崩れているというか、目標どおりにはっていないことを踏まえて、この2か月はいろんな業種に、全てではないですけども、いろんなところに状況の聞き取りみたいな、様子をお伺いに行ってきました。業態全てがウポポイ効果があるという認識はありませんが、その中でも例えば白老牛を扱っているレストランとか、大きい意味では白老町の特産品を扱っているところはおおむね、来たお客様が個人客とか家族連れとかが多いものですから、帰りにどこかに寄って食べていこうとか、お土産を買っていこうというのが比較的多いという感じはしたのですけれども、そのほかには既存の特産品でないものを扱っているようなお店はふだんとそんなに変わらないのかなということが私の実感としてあります。

ただ、町民の中の話聞きますと、札幌ナンバーの車が行き来しているのがすごくウポポイがオープンしてから多くなってきたねということなので、経済効果としては、人口流動が起きているのでいいかなとは思いますが、その一方、交通安全とか、そういう危険性の

こともありますので、経済だけではなくて、いろんなジャンルにウポポイの影響があるのかなというのは実感しております。今は、インバウンドも含めて道外からのお客様が少ない状況でありますので、JRで来るとか、団体客というのが一番大きく予定よりは、計画どおりいっていないと認識しております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） この2か月ですけれども、新聞報道なんかはかなり客観的に適切な分析と報道をしています。そういう部分を基にして、今お話をしたように効果、そして課題を見つけて、よい果実を生んでほしいと、こう思います。これについて担当の副町長はどう認識していますか。

○議長（松田謙吾君） 竹田副町長。

○副町長（竹田敏雄君） ウポポイが開設してから2か月ということで、いろんなことがありまして、経済にとっていい面があったり、それからまだウポポイの影響、そういったものを受けていないところがあったりとか、そういうことがありますので、今後につきましては、コロナの関係もありますけれども、そういったものも含めながら、経済対策だとか、観光の面だとか、いろいろ課題はありますけれども、そういうものを1つずつでも解決していけるように取り組んでいきたいと思っています。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、決算剰余金と財政支出についてです。今年度の決算剰余金見込額は提示できないという答弁がありましたけれども、この中の答弁を考えると、今年はやはり5億円前後の繰越金、剰余金が出るだろうと、こう予測しています。そこで、令和元年度の決算剰余金は4億5,000万円、平成26年度から5年間は各年度で4億3,000万円から5億3,000万円の決算剰余金を出しています。膨大な決算剰余金を出す一方で、財政再建の名の下に増税などの負担増と支出の抑制を自己目的化させてきたことによって、町民サービスの回復や各地域の再生は遅々として進んでいないように私は思います。全てかどうかは別ですけれども、各地域の疲弊や地域格差が生じてきていることを町民は肌で感じています。このような状況下にあって、ここしばらく町長は自ら出向く地域懇談会は開催されておらず、町民が求める地域振興や環境整備等の声が直接反映されない事態にもなっています。ただいま申し上げたことに対して、この2点についてどのような現状認識にありますか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今議員のほうからご指摘があった、財政健全化プランを立てて、正直なところ様々な面で制約をかけながら事業を進めてきたこと、そのことは事実だと思います。そのことが町民サービスの低下、疲弊を招いている、そういうようなご指摘もありましたけれども、私たちも町民の状況が実際的にどこまで疲弊状況があるかというところの押さえ方の弱い部分はあるかもしれませんが、町税全体の関係から見ればそんなに大きな落ち込みではなく、その辺のところは町民の皆さんも頑張っていたいただいているところであります。一つの

方策として町民の皆さんのサービスの規制をしてきたことは事実ですから、そのことについては、剰余金が出たからその辺のところをどうするかということではなくて、今後の財政の在り方を含めて新しい行財政計画を思案しているところがございますから、今後どういう形で町民サービス、公共サービスを方向として示していくか、その辺のところは今後の課題かと押さえております。

また、直接的な、町民の声の拾い上げ方が不十分という部分でのご指摘かと思えますけれども、その辺のところは実際的に地域懇談会は抜けている部分があることは事実ですが、拾い上げ自体は町内会連合会も通しながら、十分とは言いませんが、拾い上げはしてきているつもりですし、それを基にしての予算編成も各課がしっかりと押さえながら編成を進めていると考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 町民の広報広聴ですから、私が言っているのはパブリックコメントとか、そういうのではなくて、やっぱり生の声を直接聞くということが一番大事なのです。心の感動もあるし、親身にこの言葉から大変さが伝わってくると思います。そういう心温まる。私は、町民の声を聞けと言っているのです。そういう部分。

それで、副町長はまちはあまり落ち込んでいないと、こう言いましたけれども、この前の議会からも言われていますが、まちにお金がない、予算がないとあまり言うなど、こう言っています。それで、町民は疲弊している地域に税金を使っただきたいというのが、これが実情なのです。町民の声なのです。社台から虎杖浜地区のインフラ整備と地域再生が必須で急務となっています。目に見える形、実感できる形で快適な居住地環境の整備を深刻な思いで町民の方は渴望しているのです。人口減少時代だからこそ、地域の質を高めていかなければならないのです。そのためには、膨大な決算剰余金等地域の再生と生活のために使うべきです。適正な財源調整や配分の下に当初予算や補正予算によって事業執行に取り組み、地域の皆さんの居住環境の保全、整備に主眼を置いた施策に効果的、集中的にその財源を充てるべきではないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 確かにこれまでの財政運営につきましては、財政健全化プランにのっとった形で推進してきたという状況で、議員が言われるように決算剰余金を多く出してきたというのが現状でございます。ただし、逆にその効果として、現在財政調整基金もおおむね10億円を超えるというような状況になって、ある程度財政基盤の強化という部分については一定の効果があったと考えてございます。大きな象徴空間整備事業が終わって、それまでにかけていた財源をどう今後振り向けていくのかということにつきましては、全町くまなく町民の皆さんが喜んでいただけるような施策をやっぱり打っていくべきと私も考えてございますし、今年度の予算も、十分ではございませんけれども、多少その辺のシフト替えをして細かな部分でもある程度手をかけてきたのかと考えておまして、来年度以降、予算も歳入もなかなか厳しくなる状況ではありますけれども、その辺は十分考えていきながら新たな予算組みをしていき

たいとは考えてございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 財政課長から答弁がありましたけれども、私は予算をつくるテクニックを言っているのではないのです。政策強化をするために財源を投資すべきではないかと、そして政策を形成するというを私は質問しているのです。こういうのはやっぱり理事者が答弁すべきではないですか、決算審査特別委員会ではないですか。

次に財政調整基金についてです。基金は、予期しない収入減少や不時の支出増加に備え、一定の額の基金積立ては不可欠です。今年9月の財政調整基金の積立ては10億4,700万円。平成29年3月に策定した財政健全化プラン改訂版で財政調整基金の積立て目標額を標準財政規模の10%にしています。これは財政課長の答弁ですから、標準財政規模とその目標額は達成していますか。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 元年度の標準財政規模約61億1,000万円ということで、その10%でございますので、6億円をそのときは目標としていたということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） なるべく答弁者は指名したくないのだけれども、理事者に伺います。財政調整基金の積立て目標額は達成しています、今の答弁で。このほかに、その他特定目的基金として9億4,100万円が積み立てられています。前段で申し上げましたが、急がれている各地域の再生とインフラ整備の財源に充当するためには、当面は基金積立てに上限枠を設定することとして、今明記してある10%以上の「以上」の文言を削除して、標準財政規模10%にするというような基金造成の考えはありませんか。これは、それ以上の額はまちづくりのためにお金を出すという意味ですから。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 先ほども述べましたけれども、今年度で一応といいますか、これまでの健全化プランの終了ということになってきて、今新しい行財政推進計画を立てています。その中でいかにして公共サービスというか、町民サービスの方向性をしっかりと押さえていくかというのは、これは非常に大きな課題だという認識を持っております。そういう中で、議員のほうからご指摘をいただいた全ての基金と称される、財政調整基金を含め、全ての基金も含めて約20億円ぐらいの基金ということがありますけれども、その辺の出動の仕方については今後どういう形で町民生活に資するものにしていくのか、十分考えていかなければならないという捉えはしております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 副町長の答弁では、これから白老町行財政推進計画に反映するということですね。財政課長は6月の議会で目標額10億円と言ったのです。だから、私は6億円な

ら6億円と決めて、4億円を町民のために、前段同僚議員も道路のことを言いましたけれども、そればかりでないのです。そういうところに光を当ててくださいということを言っているのです。私は、財政調整基金は必要だと思います。詳しくは言いませんけれども、そういうことで、理事者として、トップとして、財政課長にこだわらず、副町長から答弁があったことをぜひ計画に反映してほしいと思います。

それでは次に、新たな財政計画です。(仮称)白老町行財政改革推進計画とこうなっていますけれども、この策定の期間はいつからいつまでですか。

○議長(松田謙吾君) 大黒財政課長。

○財政課長(大黒克己君) 令和3年から令和10年の8年間という計画でございます。

○議長(松田謙吾君) 6番、前田博之議員。

[6番 前田博之君登壇]

○6番(前田博之君) それで、この計画策定に及ぼすと思われる事項について、その対応やその金額等について何点か伺います。これから議会でも特別委員会をつくらして協議されるかどうか分かりませんが、これからつくろうとしていますから、前段で懸案を申し上げておきたいと思います。それで、まず総合計画であります。今年の7月にスタートした第6次総合計画は、新たな財政計画とこれはリンクさせなければなりません。総合計画の実施計画の策定の進捗状況と財政見通しによる事業費総額は押さえられていますか。

○議長(松田謙吾君) 工藤企画課長。

○企画課長(工藤智寿君) 総合計画の実施計画についてのご質問でありますので、私のほうから答弁させていただきます。

今実際に策定を進めさせていただいているところでございます。まだまだ中身は煮詰まっていないところではございますが、今各課に照会をかけまして、想定される事業名の洗い出し等を含めてさせていただいている最中でございます。金額についてもまだ精査している最中でございますので、金額はまだ出ていないという状況でございます。

○議長(松田謙吾君) 6番、前田博之議員。

[6番 前田博之君登壇]

○6番(前田博之君) 財政課長から財政計画の期間、令和3年から始まります。今の進捗状況、これで間に合うのですか。財源も何も出ていないということと、もう予算始まるよね。なぜ遅れているのか。それで、議会にどういう状況の中で説明があるのか、いつごろ。

○議長(松田謙吾君) 工藤企画課長。

○企画課長(工藤智寿君) この実施計画につきましては、来年度、令和3年度の予算も関係してくる関係もありまして、今も進めておりますけれども、財政課等で調整を図らせていただいているところでございます。なお、議会にお示しする期間としましては3月頃になるのではないかと想定の中で進めさせていただいているところでございます。

○議長(松田謙吾君) 6番、前田博之議員。

[6番 前田博之君登壇]

○6番(前田博之君) それで、これから懸念される部分がありますので、歳入と歳出で何点

か聞いていきますので、簡潔に言いますので、私の質問をある程度趣旨を理解して答弁してほしいと思います。

それで、歳入で1点目、生産年齢人口減による税収見込み、2点目、竹浦地区の大規模ソーラーパネルの償却資産税見込み、3点目、ポロト湖畔で営業するホテルの個人、法人町民税、固定資産税、入湯税の見込み。4点目、ウポポイ施設の固定資産税相当の国有資産等所在市町村交付金の取扱い、次に人口減少、コロナ禍の影響等による普通交付税の交付額の推測、それと実質公債比率北海道平均9.7%の目標と起債限度額の扱いについてどう考えているか、これがどう計画に反映されるか伺います。

○議長（松田謙吾君） 大塩税務課長。

○税務課長（大塩英男君） 前田議員のほうから税収に関係するご質問を4点ほどいただきました。

それで、まず1点目の生産人口に伴う税収の影響についてでございます。町税の中で生産人口減少に伴う影響を特に受けますのは個人町民税というような形になってくるかと思えます。10年前の個人町民税と現在の収入額ではなくて課税額で比較しますと約6,000万円ほど減少しております。あとは、直接的ではないのですが、人口減少することによりまして経済活動が停滞するということを考えますと、間接的には法人町民税もやはり減収の影響を受けるのかと捉えております。いずれにしましても、生産人口減少に伴う税収への影響というのは大きいものと捉えてございます。

2点目、竹浦地区の太陽光発電設備の関係でございます。こちらにつきましては、現在来年の4月に事業開始予定ということで伺いをしております。ですので、稼働時期にもよるのでございますけれども、固定資産税の課税につきましては令和4年度からになる予定となっております。具体的な税額というお話があったのですが、御存じのとおり償却資産は事業者の申告により課税額が決定するというような形になっておりますので、詳細な課税額についてはご答弁申し上げられないのですが、ただ、今公表されている事業規模、あと事業費、これを見ますと町内で最大規模の発電所になるということになりますので、かなりの税収が見込まれるというような状況です。

3点目、ポロト地区に建設中のホテルの税収見込みについてでございます。こちらについても、申し訳ないのですが、現時点では事業投資額等不明な部分が多いものですから、もろもろの税については試算できない部分があるのですが、これにつきましても運営会社のこれまでの事業実績ですとか、あと公表されていますホテルの規模が約5,000平米と言われているのですが、これらを考えますと、こちらは大規模な施設になりますので、固定資産税、法人町民税、入湯税、こちらもかなりの税収が見込まれるかと捉えております。

4点目、ウポポイの固定資産税の見合いの交付金との関係です。こちらは、ウポポイがオープンする前にいろいろと国とのやり取りを行いまして、基本ベースとしては国が財団のほうに運営を委託しているのですが、そもそもの持ち主が国だという形で、国が運営していくというような状況になっているものですから、これは固定資産税見合いの交付金は対象外というような形では合っているのですが、私たちは今これを調査中なのですが、中に入ってい

るお店等々の取扱いをどうしていったらいいかというようなことを現在調査しているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 私のほうから残りのご質問に対するお答えをさせていただきます。

まず、普通交付税の今後の見込みというところでございますけれども、もちろん人口減少に伴ってその部分、人口を基礎単位として使っている項目が多くありますので、確実に需要額は減ってくると捉えておりまして、基本的に5年に1回、国勢調査人口を使用しますので、5年に1度は必ず、減った人口を使いますので減ります。おおむね影響額は5,000万円程度と想定してございます。そのほか、これは国の考え方、地方財政計画によっても多少増減はいたしますけれども、基本的には全体的にはやはり減少するものという見込みの中で今後推計をする考えでございまして、さらに毎年1,000万円程度の落ち込みはあるのかと押さえてございます。

それから、実質公債比率、元年度の数値14.0ということで、議員おっしゃったように平均が9.数%となつてございますが、今後も多少なりとも減っていくという予測はございます。ただ、大型事業がこれから控えておりまして、それに多額の町債を借入れいたしますので、その影響もあることから、まだ正式に正確にその辺の推計値を基にした数値というのは試算してございませんけれども、恐らく10%を下回るようなことはない、意外と高止まりしてくるのではないかとこの予想でございます。

それから、町債の借入れの制限というところでございますが、この辺につきまして現在の考え方は、今後想定される病院の建築、これらも踏まえて、もちろん毎年凸凹はございますけれども、計画期間内は年約10億というところを、臨時財政対策債を含めて10億円というところで考えているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、歳出で6点ほどお聞きします。

まず、1つ目、公共施設等総合管理計画による大規模改修と老朽化施設除去の毎年度の計画実施の担保、そしてその財源確保はどうか。2つ目、現在の財政プランを見直して職員数が増員しています。そして、新たな会計年度任用職員も人件費増となっています。これを合わせた人件費増と後年度負担は、分かればどのぐらいの額でどういう形で計画に反映されるのか。3つ目、これは今大きな問題になっているのですけれども、用務の外部委託と指定管理制度の費用対効果とそれに対する見直しはどうするか。4つ目、新病院建設により、新たな起債の元利償還金の繰出金の新たな財政計画での位置づけはどうか。5つ目、少子高齢化に伴う社会保障費としての扶助費の増加が見込まれますが、今後どういう押さえになるのか。6つ目、先般新聞に出て、町民の中で大きな話題になっているのですけれども、役場庁舎建設とその所要額、こういうものは次の財政計画での取扱いはどうか。この点を伺っておきます。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 私のほうからお答えいたします。

まず、公共施設総合管理計画に伴う今後の大規模改修の毎年度の計画の実施、あるいは財源

確保というご質問でございます。平成29年に公共施設総合管理計画を策定し、昨年、元年度にその個別施設計画というものを作成しております。その中で一定の改修に関わる経費というものを取りあえず個別に出してございます。それを踏まえて、トータルとして毎年どのぐらい出していくのかというところの作業まではまだ至っておりませんが、その辺を含めて今後全体の10億円の中でどう振り分けていくかという部分は今後の作業の中で進めていきたいと思っておりますし、財源につきましても今申しましたとおり、活用できる国庫補助金があればそれを活用いたしますけれども、それ以外については金額が大きくなりますので、起債を活用してその辺は対応していきたいと考えてございます。

それから、人件費の捉え方でございます。これにつきましても、今後歳入が減っていく中において、あるいは人口が減っていく中において、職員数がどうあるべきかという部分を新たな計画の中できちんと打ち出していかなければならない。職員の定員管理計画の中でも併せて同時にきちんと計画立てしていくという考えに基づいておりますが、身の丈に合った歳出という前提からすれば、人件費も落としていかなければならない。では、どのぐらい落としていくのかという部分については、その他の経費も併せて、あるいは業務として本当にそこまで減らしたときに町民サービスが行き渡るのかどうなのかというところも考慮しながら、基本的には削減の方向で全て計画をつくっていくという考えでございます。

それから、指定管理等、あとは委託の費用対効果を含めた今後の考え方、それをプランにどう反映するかということですが、基本的には行政改革の中で民間にできるものは民間という考え方がまずは前提としてございますので、町で大きなお金をかけるよりも、民間にきちんと委託して町でやる以上のサービスを求めるという考えが前提にあります。ただ、それが本当に民間でやることによって今まで以上の効果が現れるのかどうなのかというものは再度検証しなければならないと思っておりますので、その辺は今後それぞれの現在やっているものを含めて検証はいたします。ただ、前提としては、あくまでも民間にできるものは民間という、委託を促進するという考えになってございます。

それから、病院建設に係る費用の関係でございますが、基本的には病院の建築費も含めて10億円以内ということで考えて、財源が限られておりますので、その中でやっていかなければならないという考えを持っています。その中では、もちろん起債もそうですし、あるいは基金の活用ということも考えられます。そういう中で、基本的に繰出金は一般会計のほうで建設に係るものはきちんと計画に見込んで、盛り込んで計画を立てていくという考えでございます。

それから、扶助費の考え方でございますが、社会保障費、今後は高齢化を含めて今以上に増加するという見込みでございます。ただ、人口減少に伴って高齢者がどのぐらいの割合で増えるかどうかというのは、今のよう伸びにはならないという、ある程度、一定程度伸び率は鈍化すると考えてございまして、その中ではある程度扶助費も今後伸びますけれども、一定ラインを超えるとそのまま推移するのではないかという想定をしております、その辺を見込んで計画に反映させていきたいと思っております。

それから、役場建設についてはまだ具体的に、話し合いを庁内で会議体をつくって進めるということ今年度行っておりますけれども、まだ具体的にどこまでどういう形で、必要なものは

どのぐらいというようなところはまだはじいておりませんので、金額的にはまだ具体的に幾らというものも出してございません。それで、役場庁舎の建設自体も何年度から始めるかというのもまだ決まっておりますので、恐らく今年度中にその辺が間に合えば計画に盛り込むということもあり得るかもしれませんが、基本的にはまだ具体的に近々に動くということはないと押さえておりますので、今回の最初のプランの中でその辺の建設費の反映ということは今段階では考えてございません。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 前提を省略していたのかどうか分かりませんが、今の答弁の中で事業費10億円と言っていますよね、この10億円は何を前提にして言っているのか、ちょっと分からないのです。

○議長（松田謙吾君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 10億円と申しましたのは、起債の枠の上限が10億円ということで、その中に病院建設で借り入れる起債も含めて10億円と、トータルして各年10億円という考えで進めております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ここで詳細な議論はしませんけれども、答弁のありましたことについては、これはぜひ庁内で議論していただきたいと思います。ある程度の課題ですから、ぜひお願いします。

それで、計画策定の考え方、計画というのが今言っている白老町行財政改革推進計画、これの考え方です。人口減少や少子化という構造的危機は、これが大きくまちの在り方を変えていくと私は思っています。それで、答弁にありましたけれども、町税をはじめ財政資源が減少していくと推測されますし、事実だと思います。特に、近い将来には国の深刻な財政赤字も地方自治に影響が及ぶのではないかと盛んに言われています。このことから、町は政策を大きく転換せざるを得ないと思います。そして、これからの時代はまちの経営規模を縮小化し、財政は減量化していかざるを得ないと思います。そこで伺いますけれども、次期の財政計画は経営規模の縮小化と財政の減量化をコンセプトにして、借金に歯止めをかける現在の財政ルールを形骸化することなく、将来の危機をも見据えた新たな（仮称）白老町行財政改革推進計画を策定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今のご質問の前に、それぞれ歳入歳出の状況について議員のほうから確認といいますか、指摘がありました。その中で、質問にもあったように、基本的な部分というか、押さえ方については、人口減は避けられない状況、そういう中で財源、資源といいますか、そういうものはもちろん減るといって、そういうところはしっかり押さえた形で組んでいかなければならないと思っています。その中で、政策的な押さえをどのようにしていくか、それは議員のほうでおっしゃったような部分での本町の足元をしっかりと見やった形でのつくり方

をしていかなければ、持続可能なまちづくりができていかないのではないかとすることは十分承知をしながら、その計画づくりには反映させていくつもりでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、定員管理です。定員管理計画の改定、作成準備を進めていますから、これは財政計画の中で大きな比重を占めていくと思っています。そこでお聞きしますけれども、第6次総合計画の推計人口を使用しての職員数はどのように考察されていきますか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） まず、人口推計だけでどれぐらいの人数が減っていくかということでのお話になりますけれども、人口シミュレーションを考えますと、あと今出している部分の財政シミュレーション、仮にですけれども、出してる部分を考慮した場合、大体厳しい数字なのですけれども、10%だとか15%の職員数の減ということが、数的にはそういったもののちょっと厳しいような数字を見込んでおりますが、実際にはこの数字どおりにはならないとは思っています。当然地域の実情だとか、業務量ですとか、先ほど言いましたように民間委託の推進状況だとかも踏まえた中でつくっていくということなのですけれども、シミュレーション上はそういった形ということでお話をします。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ちょっと分からないのですけれども、10年から40年の推計人口を出していますよね。この財政計画は8年間ですよ。約10年にスパンなりますよね。そうすると、そういう中で適正規模の職員をある程度シミュレーションして職員数を試算しますかと言っているのです。それを財政計画に反映するのですかと、そういうことを言っているのです。定員管理は非常に大事だから、先ほどの答弁では財政計画に反映すると言っているけれども、人材育成や組織機構に反映するのです。だから、実効性の担保って大事なのです。例えば今うちの人口からいけば、職員266人ぐらいです。これが1万2,000人ぐらいになったら70人ぐらいぐっと減っていくのですよ、10年間で。そういうことを、今この計画をつくると言っているのに、そこまでシビアに考えていますかと言っているのです。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 定員管理モデルについてはいろいろ、総務省の定員管理モデルや、類似団体比較とか、同規模の人口がどうなっているのかと、そういうものも土台にしながら、あと先ほど言いましたように地域の実情に合わせた形になるとあるのですけれども、うちのほうもいろいろ、今1万6,000人の人口でございますけれども、人口の推計の中では、ちょっと調べまして、1万5,000人から2万人の人口の市町村については道内で10町村あるのですが、こちらについては、白老町が普通会計とあって、水道だとか病院だとか公営企業は除いているのですけれども、こっこの部分で言うと、平成30年度の数字ですけれども、こちら白老町は159名ということでございます。そのうち、平均は10町村の平均については189人ということで押さえてございます。それと、当然人口推計、10年、8年という計画になるかもしれないのですけれど

も、そちらの部分については1万人から1万5,000人というような人口規模になるということも想定しまして、こちらについても調べています。こちらについては道内で9町村ありますけれども、こちらの平均については普通会計の平均は139人ということで今押さえさせていただいております、そういった人口規模も踏まえて考えていくという考え方は持っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 次に、人材育成です。答弁では大幅な見直しの予定はありませんと言っていますが、私はもっと現実を直視してどうあるべきかと考えるべきなので、これは提案も含めて質問します。人材育成ですけれども、人口減少と高齢化が進む中で、どうやってコミュニティとそこに住む人の日常の生活を維持し、行政として迅速に対応していけるかが課題になっています。そういう認識だと思います。この中にあって、職員の実務処理能力は、政策形成能力は言うまでもありませんが、今一番に白老町役場、組織と職員に求められていることは、地域に足を運び、地域を知り、現場を実践することではないでしょうか。私は、かなりこれが欠けてると思います。地域と向き合い、課題解決を迅速に処理するためにも、理事者はもとより、地域の実情を踏まえて問題状況を受け止めて、きめ細やかに地域の思いを吸い上げながら課題解決に資する職員を育てることが今一番必要でないですか。このための人材育成のプログラム私はつくるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 私のほうから最初に冒頭おっしゃいましたように、人材育成の重点的に取り組んでいるという部分については、業務の遂行能力ですとか政策形成能力ということで、こちらを併せて高めていかなければ、少人数の中で行政運営がうまくいくかということになりますと、やっぱりそういう力を高めていかなければならないということは当然でございますけれども、あとお話がありましたように、地域力を知るという部分では現在なかなかできていないのですけれども、以前は例えば新入職員が入ってきたときなんか必ずまずいろんな施設を回るだとかということもしていたのですけれども、なかなかできなかつたりする部分もあるのですけれども、研修プログラムの中にもそういった地域での研修というものも研修プログラムとして位置づけて、そういう取組をしたいという考え方も持っております、今年はまだなかなか実践できていないのですけれども、そういう取組もぜひしていきたいということで考えております。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 人材育成については、再三にわたってこれまでもこの議会の中においてもご指摘をいただいているところでございます。政策形成の能力育成の問題だとか、実務処理の能力だとか様々、役場職員が持たなければならない能力、技能はたくさんあるだろうと思いますけれども、やはり一番は議員がおっしゃった部分、要するに足元の町の状況、地域の状況がどうであるかということがやはり全ての育成の基本になるということは十分考えております。そのことは、研修としての押さえ方はまだまだ、総務課長からあったように地域に出での研修が十分なされていないということはありますけれども、先ほど例えば建設課の道路の

問題の質問がありましたが、そういうところにおいてはしっかりと職員がまずは現場に行って現場を見て、そしてその状況で庁舎のほうに連絡をよこして指示を仰ぎ、そしてすぐ動く、そういう体制は、建設課を一つの例としては上げますけれども、消防ももちろんそうでなければなりませんけれども、いろんなところで私が日常見ている中で、職員は動いて外へ行って、いろいろとお叱りも受けながらも学んできていることは私はあるように捉えております。

そういうことからいって、今言ったような人材育成の中で、職員が総体的に人口減に伴って減っていく中であっては、これまで以上に地域現場をしっかりと押さえなければ、いい政策形成ができないのではないかと捉えておりますので、そのところは能力形成の研修を、ただ研修ということだけではなくて、日常の業務の中でしっかりと進めていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 現場処理は、先ほど同僚議員の質問に舛田参事が答弁していましたけれども、私も見て、そのとおりです。現場の人は、やっぱり足を運んで声を聞いています。ただ、私は、デスクワークの中で政策形成するのも、頭でっかちではなくて、今言ったこと、副町長が答弁したことでないかということを行っているのです。ぜひ理解してほしいと思います。

それで、組織機構についてです。次年度4月をめどに実施すると言っていますけれども、私は技術的なことではなくて、本質的なことを提案しておきたいと思います。白老町の行政組織は、今制度疲労を起こしていないでしょうか。一方で、次世代を担う職員を育む組織づくりが急務となっていないでしょうか。十数年前、財政再建のために優秀な職員の多くが勇退したことによって、その後世代間の断絶によって、人を育てる、人が育つ職場の意識がさま変わりしてきていると私は思います。特に管理職層、ベテラン職員と若手職員の仕事への取り組み方には年齢間ギャップが生まれていると思いますし、私もそのようなことを仕事をする若手から聞いたこともあります。今後職員が減少してく中であって、若手職員のやる気に合わせて組織を変化させて、働きがいを出せる組織をつくるのが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 現状として、今おっしゃいましたように、大量退職によりまして最近若い職員が増えてきていると、年齢的に若返りがなっているという状況がありますけれども、その分しっかりと指導だとか、管理、マネジメントというのが必要になってくるのですけれども、また一方課題として、最近業務量が多いということだとか、様々な原因はあるのですけれども、体調的に、メンタル的に崩すという職員もいて、業務に支障が出ているというような実態もございます。そういった状況から、組織的な問題については、組織構造的な問題については例えば課長職が29人いて並んでいるですとか、あとグループリーダーに主幹職と主査職、管理職の主幹職と一般職の主査職が同じグループリーダーとしているというような組織構造上の課題もございますので、前田議員がおっしゃいましたように、そのことが職員の仕事の意欲だとか、そういうものの低下とかということにつながってしまっただけでは当然町民サービスが停滞してしまうということもございますので、そういった部分も含めて、機構改革を次

度に向けて作業を進めておりますけれども、そういうことも含めて組織の構造を考えていきたいということで作業を進めているところでございます。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 私があれこれ申し上げるよりは、議員のほうが組織運営についていろいろと押さえていることがたくさんあるかと思っておりますけれども、私も管理職として長年、学校時代も含めて生きてきて、いかに組織を組織として生かしながら、そして事業をつくり出していくかというところの難しさというのは本当にあるのだと、この頃特につくづく感じるところでございます。ご指摘もありましたように、本町における大量の人たちが財政の関係でどうしてもやめざるを得なかったと、その時代の弊害というのは、私は役場の中に入って一定限そういうものがあるのだろうという押さえ方はしております。ただ、そのところから、全てにわたって人材育成、組織の問題、そういったことがこのままであればいいということには立っていないつもりでございます。職員一人一人が自らが役場の職員としての意識を持ちながら仕事に当たっていかねばならないのではないかと考えています。

私も勉強不足ですけれども、松下幸之助さんが、本の中で読んだことですが、入社式に入社した職員に、まず一番大事なことは、この会社をいつまでも好きであることがあなたたちが松下電器の将来の重役になるまず一番のことだという話をしたと読みましたけれども、職員がせっかくこう希望を持って白老町役場を選んで入ってきた。そのことを管理職を含めてしっかり受け止めながら、どう育てて次に一步を踏み出させていくのかというところは、きちんとした我々理事者の町政に対する理念だとか、目標だとか、そういうものがしっかりと反映されていなければならないのだろうと私自身は強く思っております。

ですから、常々職員育成、そして組織の活性化において目配りと気配りとを様々な形で進めていかなければ、先ほど言った若手職員が働きがいを持たずに途中で職を辞さなければならない、そういう状況が起こってくるのではないかと考えておりますので、しっかりと私ども理事者が本町の将来を見据えて方針を示していくような努力はしていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 最後にしたいと思いますけれども、私も民間の企業に入って、新入社員研修を何週間か受けて、最後にその社長が来たときに、今でも頭にありますけれども、今副町長が言ったようなことは大分忘れていただけけれども、覚えているのは、君たちは来年から給与はそれぞれ違いますよと言われたことが今でも印象に残っていますけれども、それだけ勤務評定が厳しいということです。そういう思いで職員として町民に向かって働いていただきたいと、こう思っています。

誰が答弁するか分かりませんが、これまで議論してきましたけれども、定員管理、人材育成、組織機構を三位一体として運用しなければ、その目的、役割は十分に機能しないと私は思います。多分これは戸田町長だと思いますけれども、町長は以前に公務員十戒で職員の意識改革を行ってきましたが、組織がよくなるのも悪くなるも人次第だと言われていています。これからの時代の要請に合ったまちをつくっていく上で、これからまちを担う職員にとって何が必

要だと思われませんか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） いろいろと人材育成だとかの担当もありますので、私のほうから。

今若手の採用の中で見られるところは、仕事に向けての先を見通すという、その力がもう少しあってほしいなとまずは思います。それは、その前に私をご答弁させていただいたように、うちのまちがどういうまちを目指して進んでいるのかということとところがしっかりと職員全体に周知というか、理解されているのか、そこのところに一番あるのではないかと私は考えるところがあるのですけれども、それを課長方は、課長会議の中で理事者のほうからいろいろお話をさせてもらいますけれども、そこのところはしっかりつかんでいただいて、部下職員のほうには伝えていただいております。そのところの進め方が弱いのではないかと自ら反省しているところですが、まずは大事なことは先を見越してというか、見通して仕事をしていく能力の育成が私は大事ではないかと。そうすることによって、先ほど総務課長からあったようなメンタル面での、先が分からないためにどうしたらいいのかという抱え込みだとかがなくなったり、それからもっと上司だとか周りに対して聞くだとか、話すだとか、そういうことが出てくるのではないかと私は考えておるところです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） この部分の質問は終わります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時15分

○議長（松田謙吾君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それでは、6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 2項目め、町立病院の経営について4点質問します。

(1)、令和元年度決算概要と経営分析及び評定について。

(2)、回復期医療への転換について。

①、メリット・デメリットと診療開始時期について。

②、回復期の機能、人員基準と体制、施設基準と整備及び入院診療の流れについて。

③、回復期医療（地域包括ケア病床）の損益分岐点について。

(3)、令和2年度病院事業の状況と損益見込みについて。

(4)、病院設置管理者として今後3年間の経営管理について。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 町立病院の経営についてのご質問であります。

1項目めの令和元年度決算概要と経営分析及び評定についてであります。令和元年度の決算

概要については、事業収益全体で7億4,067万円、費用全体で7億8,868万円であり、差し引くと4,801万円の経常損失額となっております。患者数については入院患者数が年間患者数6,397名の1日平均患者数が17.5名、外来患者数が年間患者数2万7,340名の1日平均患者数が113.5名であります。なお、一般会計からの繰出金については、総額で3億5,195万6,000円となり、内訳としてアイヌ総合政策調整交付金2,445万8,000円を差し引くと実質、一般会計からの繰り出し額は、3億2,749万8,000円となります。内科常勤医師1名が昨年末に退職以降、入院及び外来患者数が伸び悩んだことが、平成29年度より続く経営不振を脱却できなかつた一番の要因と分析しています。

2項目目の回復期医療への転換についてであります。

1点目のメリット・デメリットと診療開始時期については、退院後の在宅や施設における療養に不安があり、医師が引き続き入院加療が必要と判断する患者のために、地域包括ケア病床へ入院させることが最大メリットとなります。一方、入院中において一般的な検査以外となる特殊な検査や手術、高額な医薬品の投与といった先進的な医療の提供が受けられないということが、デメリットであります。診療開始時期については、10月を目標に地域包括ケア病床へ取り組む予定でしたが、新型コロナウイルス感染対策などから、施設基準の取得に必要なリハビリテーション室や地域医療連携室の配置において再検討が必要となり、11月以降の開始を念頭に準備を進めています。

2点目の回復期の機能、人員基準と体制、施設基準と整備及び入院診療の流れについては、回復期の機能として、急性期経過後における入院患者が、在宅や介護施設等で症状悪化した場合の受入れや、退院後の在宅復帰支援が挙げられます。人員基準と体制及び施設基準と整備については、町立病院が目指している一つの病棟に急性期病床と地域包括ケア病床の機能を併せ持つケアミックス病床に転換する場合、病棟等の看護職員数や理学療法士等の医療技術局員数は現状の職員数で可能となっております。診療開始時期の遅れの要因となっているリハビリテーション施設については、患者負担が少なく、最少の整備費用で済む方法を模索しながら、慎重に取り進めているところであります。入院診療の流れについては、院内に設置した地域医療連携室の担当職員が、医師の判断により入院が決定した患者の事務手続や入院中の指導に加えて、退院後の指導やサポート体制など各種相談に応じます。

3点目の、回復期医療（地域包括ケア病床）の損益分岐点については、22床以上を地域包括ケア病床に転換することとし、当面は16人程度の入院患者数が必要と捉えています。根拠については、今後の医療圏域における人口構造や医療需要予測から当該医療圏域における回復期患者の増加が見込まれることや、医業収益の試算結果から、年間で16人程度の入院患者数を維持することが、病院経営上、適当であると判断したものであります。

3項目目の令和2年度病院事業の状況と損益見込みについてであります。令和2年度の病院事業の経営状況については、1月から続く常勤医師1名の欠員に加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、著しく入院及び外来患者数の減少が続いております。現状の経営状況から、2年度の病院事業会計の決算見込みを試算すると、事業収益で約6億5,000万円、事業費用で約8億3,000万円となり、差し引くと約1億8,000万円の経常損失が出るものと想定しています。単年

度資金不足額においては、9月定例会において補正予算を上程している5,500万円を含む、約1億3,000万円の資金不足が生じるとの試算をしております。

4項目めの病院設置管理者として今後3年間の経営管理についてであります。今後3年間にについても常勤医師の定年退職や高齢化が進むなど、過渡期を迎えた病院経営は、厳しい状況が続くということを想定しております。さきに今年度から7年度までの6年間の計画期間とする新しい経営改善計画（素案）の策定をお示ししましたが、これからの3年間に於いて、この経営改善計画（素案）における経営基盤の強化について重点的に取り組む所存であります。具体的には医療収益の増収策と医業費用の抑制策として、常勤医師の早期確保に加えて、地域包括ケア病床の安定稼働の実現や委託費用の見直しなど、一刻も早い病院経営の健全化を目指してまいります。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 経常損失と不良債務についてです。元年度の病院の経常損失、赤字は4,800万円との答弁でしたが、元年12月会議での補正予算で赤字補填と不良債務のために一般会計から5,000万円を追加していますので、実質的な赤字は9,800万円よろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議員のご質問のとおり、令和元年度の経常損失約4,800万円、追加繰り出しが昨年5,000万円ありましたので、合わせて9,800万円という解釈で間違いのないと思います。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 令和元年度も赤字が見込まれて、総額は1億8,000万円に上り、この赤字額には資金不足、すなわち不良債務が発生しています。不良債務額は、一般会計から基準外繰り出しという追加繰り出しによって解消されています。表にはこれは出てきません。逆に追加繰り出しをしなければ、不良債務が発生して、会計上は公になります。そこで伺いますが、不良債務を解消しない状態での令和元年、それと今年度2年度の見込みですけれども、それぞれの不良債務額とその割合、率はどうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 不良債務に関するご質問でございます。

まず、令和元年度の決算で先ほどの5,000万円の追加繰り出しがなかった場合ということで、そこからお答えしたいと思います。まず、結論から言いますと、もし5,000万円の追加繰り出しをいただかなかったら、不良債務が発生したというような試算結果でございます。この不良債務額、それぞれ出し方が2つ、一応法律がございまして、財政健全化法に伴う不良債務の出し方、また地方財政法に伴う不良債務の出し方と、それぞれ違う計算方法で2つあるのですが、今回試算したところ、この5,000万円の繰り出しをいただかない場合、まず財政健全化法による不良債務が約3,100万円、地方財政法による不良債務額は約4,000万円という結果でございます。続きまして令和2年度の状況でございます。1答目、先ほど町長からご答弁したとおり、今年

度の経常損失は1億8,000万円の見込みでございます。資金不足額は約1億3,000万円ということなのですが、こちらも先ほどの状況でそれぞれ不良債務額、まず計算上は不良債務が出るということでございます。このまま町からの繰り出しをいただかない状況で推移したということでそれぞれ試算をしたのですが、まず財政健全化法では約7,900万円、地方財政法では約8,700万円というような形で不良債務額が出ると想定してございます。

それと、不良債務ということで、まず令和元年度、令和2年度、繰り出しがない場合はこういう形で不良債務額は出るのでありますが、実はここからもう一つございまして、不良債務比率というのがございます。どういうことかと申しますと、不良債務が出たから、経営健全化団体になるだとか、そういうことではなくて、不良債務が出て、なおかつ不良債務比率にもし抵触した場合、経営健全化団体だとか、そういったところに引っかかってくるというような指標でございます。そちらのほうも一応見ていった中で、まず先ほどの令和元年度のほう見ていったら、先ほど言った財政健全化法はクリアできていると、ただ地方財政法については、これはクリアできなかったというような結果でございます。それとあと、令和2年度、今年度のお話をさせていただきますと、不良債務比率を見ていくと、財政健全化法、また地方財政法ともにこれはクリアできないということで、特に今年度に関しては繰り出しがない状態だと本当に財政健全化法に抵触することで経営健全化団体入りするというような事態ということでご報告いたします。

財政健全化法と先ほど言った地方財政法の違いということを若干お話をさせていただきますと、何の比率ということでまずご説明いたしますと、純然たる病院の売上げ収益、病院でいえば医業収益というものがこれに該当します。財政健全化法は、これの20%となっております。地方財政法は、医業収益の10%ということでございまして、先ほどお答えした金額がこの比率を上回るか下回るかということが一つのラインということでございます。先ほどのご答弁になりますけれども、今年度につきましては財政健全化法、地方財政法ともにクリアできない状況ということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） そうすると、確認しますけれども、追加繰り出しを受けない場合の不良債務という事実ははっきりした。そうすると、財政健全化法が20%、地方財政法が10%という経営改善基準がありますと、この不良債務比率が一定の基準、当然10%、20%でならないと、財政健全化法も20%以上になると、2020年度はなっているので、健全化基準と照らし合わせると、2年度は見込みだけでも、経営健全化団体に転落する可能性があるということでのいいのですね。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問にあるとおり、令和2年度、先ほどの比率の話だけをして金額のほうをお伝えしなかったのも、お伝えさせていただきます。追加繰り出し、今回本定例会において5,500万円の補正予算を出していますけれども、もしこれが入らなかった場合ということでお答えしたいのですけれども、先ほど言った財政健全化法、医業収益が大体今年度

で3億1,000万円ぐらい見えています。これの20%ですから、大体6,300万円ぐらいということでございます。医業収益、先ほど言ったように3億1,000万円、地方財政法ですと10%ですから、大体3,100万円ぐらいということでございます。それぞれ不良債務額が先ほどご答弁したとおり、7,800万円、8,700万円というような状況でございますから、これは軽く不良債務額のほうを超えてしまっているという状況でございます。そうすると財政健全化法に抵触すると、そうすると地方財政計画を策定しなければならない団体というような考え方でございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今答弁あったけれども、なかなか理解するのは、数字を整理しないと分からない。それで、2年度ですけれども、一般会計から1億3,000万円の追加繰り出しがなければ、推計といえども令和2年度は経営健全化団体に転落するということですよ。先ほど事務長は抵触するという言い方をしたけれども、30%以上になれば転落します。そこで理事者に伺いますけれども、記憶に新しいと思いますけれども、町立病院は過去に経営健全化団体になって、公立病院特例債を借り入れて不良債務を解消しています。ここにきて同様なことが、繰り出しをしなければですよ、同様なことが起きようとしています。このような事態に直面して、どのような認識をしておりますか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今ご指摘のあった部分の関係でございますけれども、本来は繰り出しにつきましても総務省が定めている地方公営企業の繰り出しの支出基準に基づいて行っていくのが正常なやり方の一つですけれども、過去本町の町立病院においては資金ショートを起こして、そして一時借入れをしまして、そしてそのことから不良債務額が発生した。公立病院の特例債の借入れの対応をやった経緯があることは私も承知しているところでございます。こういう事態に陥っている。この事実は担当の副町長として非常に重く捉えております。まず1つは、今回上程させてもらっている5,500万円の繰り出しは、4月から常勤医が確保できなかったという分のことでございますけれども、それらのことを踏まえながら、そのことにつきましては、この時点において医師の確保の見通しが何とかついたので、今後今残っている1億3,000万円のところの7,500万円、コロナの影響を踏まえてということですので、その部分の少しでも解消を図る取組をこれから院長を含めて、理事者、町長を先頭にしながら病院としっかりと協議をして、圧縮をかけていきたいと思っております。病院改築という場面で、そして直近でヒアリングに臨む、その段階なので、この繰り出しの重さをしっかりと捉えながら、今後の経営改善を病院任せにしないでしっかりとしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それでは次に、病院事業についてです。医師確保の話がありましたけれども、昨年12月末に内科常勤医師が退職するなど、2名の医師が今欠員していますよね。そこで、後任医師の確保については採用の方向でいい感触を得ているような答弁もありましたが、その後の状況と採用の時期はいつ頃になる、そこまで言っているのかどうか分かりません。

けれども、どのような状況になっていますか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） この場面でということなのか、特別委員会の中かということもあるのですが、これまでいろいろと議会の皆様方にもご心配をいただき、叱咤激励も受けながら、町長を先頭に医師の確保に向けて取り組んでまいりました。事務長の非常なる頑張りも含めて、今やっと見通しが立ちました。1人は、すぐ採用はできないのですが、来年の4月に内科の常勤医を採用することに内定をいたしました。この医師につきましても、年齢は51歳、そして専門は泌尿器科の専門なのですが、プライマリーケア、総合医の認定資格を持っておいて、今も包括ケアの担当だとか、それから訪問治療をしている、そういう医師でございます。それから、もう一人の医師につきましても、最終的な詰めを行っているところでございますけれども、遅くとも今年の11月には採用をしようとしている。50歳の外科医でございます。この医師についても、外科の専門ですが、もう一人の医師と同様、包括ケアの病床の担当もしておりますし、それから救急の対応もできるということで、最終的な詰めをしていて、何とか確保の見通しは立つのではないかと考えています。ですから、11月から本町においても包括ケア病床の開始を始められるとなると、外科医がまずは入ってきて、この外科医が包括ケアのほうと、それからリハビリのほうもやれるということですから、そういう面で、ちょっと遅きに失するという部分はあったのですが、何とか収入確保の部分については助けていただけるのではないかと考えているところです。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 医師確保の努力によって多少明るい兆しが見えてきましたけれども、ぜひ町民に信頼されるお医者さんであって、過去の例のように病院を辞めることのないように、ぜひよい院内の組織にしてほしいなど、こう思います。

そこで、次に回復期の医療についてです。町立病院の医療拡充と赤字を解消する打開策として回復期病床の取得を今年10月としていましたが、11月以降に延びたという答弁でした。この医療事業は早い時期から開設に向けて準備していたのだと思うのです。ここにきて、答弁によると最少の経費で済む方法を模索している。なぜ今ごろなのか、別に増えている原因があるのではないですか、まずそれと、それでは次の開始時期はいつなのか。その2点を伺います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 回復期医療への展開につきまして、今回その開始時期の遅れも含めてのまず経緯、また理由、そしてあと時期も含めたご答弁をしたいと思います。

1答目で町長のほうからご答弁させていただいたとおり、今回うちは回復期医療への転換ということで、現在2階の急性期病棟58床、許可病床58床、稼働50床ですが、これの一部を地域包括ケア病床に転換しようということで準備を進めております。その中で、診療報酬の算定基準となる各基準の取得だとか、また専門職の確保が、これが必須となっているということで、こちらは滞りなく順調に進んでいるということでございます。それで、今回唯一計画に狂いが生じたのが1答目でもお答えしているとおリハビリテーション室の設置ということで

ございます。こちらは、当然地域包括ケア病床は入院が長く、60日までの長期間となりまして、その間に社会復帰に向けての必要なリハビリ体制、これは病院として取らなければならないとなっております。当院につきましては、先ほど申し上げたとおり2階の病棟、こちらのほうを地域包括ケア病床にするものですから、実は2階の病棟のほうにリハビリ室の設置を目指していたということで、担当課長ともその辺りはしっかりお話をしていたというところでございます。

しかし、ここに来て、当院は御存じのとおり老朽化した施設でございます。また、お恥ずかしながら耐震化の診断もしていないというような状況なんかもございまして、ここに来てリハビリ室の場所について、これは45平米以上というようなことが実は施設基準で定められているのですが、こちらのほうを一度再考しなければならないというような状況に陥ったということでございます。4月に地域医療連携室というのを院内に設置いたしまして、実は地域医療連携室は3月まで外来リハビリをやっていた。この部屋は50平米以上あるのですけれども、こちらのほうに設置してやっていたというところなのですが、先ほど申し上げたとおり2階に設置する予定だったリハビリ室、これを1階に下ろすということもございまして、今回計画の中で、この施設基準を取るためには保健所のほうにある一定の期間もかかるということもありまして、今回やむを得ずこういった形の変更となったということでございます。ご指摘のとおり、一刻も早く回復期を入れて経営改善しなければならないというやさきの中で遅れてしまっているということは、現場の事務長としても本当に反省しているというところでございます。なお、当然1階の配置図、こちらにつきましては地域医療連携室の移動も含めて計画はもう全て固まりましたので、何とか11月中にはこちらのほうを設置するようなことで進めてまいりたいということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 厳しい経営状況の中で施設の整備が遅れるということは、我々とすれば事務手続というか、仕事のやり方とすれば看過できないことだと、こう思います。

それで、次に病床数についてです。先ほど副町長から医師が確保できるということでしたのでね、かなり遅れてはいるけれども、明るい兆しがあるから、多少希望を持てるのかと思いますけれども、病床数ですが、令和元年度は一般病床数58床に対して、先ほども答弁がありましたけれども、1日平均入院患者数は17.5人、これは利用率だったら30.2%しかないのです。それと、回復期医療への転換で病床数が58床から40床になります。答弁では、回復期病床数22床に対して入院患者数を16名と見ていますよね。これをちょっと頭で計算すると72%ぐらいになっているのですよ、率が。そこで、過去の入院患者を鑑みて、果たして、数ですよ、40床に対してどの程度の入院患者が見込まれるのか、非常に懐疑的なのですよ、私。それで、今医師の確保とその時期の答弁はありましたけれども、これまでの診療体制を考えたときに、現実的に病床利用率76%になっていますけれども、これは急性期は入っていませんけれども、同じく合わせたときに、本当に病床利用率40%に対して、損益分岐点を超えるような病床利用率を上げることが出来ますか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問にあるとおり、まず当院の今回分析したというのは、どういう患者層がいるかということで、こういった町内の患者特性、またこの東胆振医療圏の患者特性を調べていくといったところを見ますと、例えば糖尿病等の代謝疾患だとか、脳血管、虚血性疾患の循環器系の患者、入院はしていないのですが、うちの専門外来は実は循環器もやっています。そういったところでの患者層を見ると、この辺りの患者層はかなりいると推計してございます。では、この方々がどこへ行って入院しているかという、御存じのとおり苫小牧市だとか近隣の市町村に流れているといったことから考えていきますと、これは議員がご心配されているとおり、現在の患者層以外にこういった循環器系または基礎代謝系疾患の患者を新たに確保するということが当然大切になってくると思います。人数的な部分で、大変試算として不安になられているということも非常に私も理解はしております。ただ、先ほどありましたように、医師の確保ができた、また理学療法士といった専門職も入った、そして地域医療連携室、こちらをフルに活用した中でこういった新しい患者を入れて、何とかこの人数が確保できるように進めてまいりたいということでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私の目から見ても、入院患者が少ないということですよ、経営の収益が上がらないということは。事務長から答弁がありましたけれども、どうか私たちの期待を裏切らないような経営をしてほしいと、こう思います。

次に、令和2年度の収支状況についてです。町立病院も新型コロナウイルスの感染拡大により、受診や収益的収支に少なからず影響を及ぼしているとは私も思いますけれども、これまでの経営状況をベースにして議論していきたいと思っております。そこで、今議論したように、今年度は1億8,000万円の赤字、1億3,000万円の不良債務、これは大変なことです。それで、私は予算等審査特別委員会で指摘したことがあるのです。当初予算では、在籍している常勤医師が2名であるにもかかわらず、常勤医師3名、嘱託医師1名の4名分の人件費を計上しているのです。当然それに見合う材料費等も計上されています。しかし、いまだに医師が欠員状態になっています。このような事業予算を計上したことも大きな赤字の要因となっているのではないですか。年度途中だから、どれだけの額になっているか分かりませんが、その辺はどうなっていますか。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議員がご指摘のとおり、令和2年度の当初予算、私の記憶ですと3月の予算等審査特別委員会の中でも大いに議論させていただきました。また、前田議員のほうからも、医師の数、4名について懸念するということは意見をいただいていたと記憶しております。また、その際に私のほうからも、医師数4人、これは当時もそうなのですが、早々に確保するのだというようなご答弁をした記憶もございます。ただ、9月もう終わります。そういった中で、半年たって医師が確保できていないということからいうと、当初予算の立て方、これは現場の担当が言うのも大変なのですが、見通しとしてどうだったのかな

というようなところは非常に反省しているところでございます。病院事業会計につきましては、医師1人が入るか、辞めるか、非常に収支が大きく変わります。今みたいなコロナの状況がある。それだけで収支が当初予算と大幅に変わってしまうというようなことがございますので、これは今後の反省ということで、例えば今回繰出金を上程していますけれども、繰出金とともに補正予算の中で実態に応じたやり方をしてくだとか、これは今後予算の組み方も含めて考えていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 予算の組み方に対しては、私は副町長に言ったのです。今医師が欠員しているのだから、医師が補充になってから補正予算で収益をやりなさいと言ったのだけれども、突っ走った結果がこういうことになっているのです。そういうことをきちんと聞いて、そういう予算を組んでいればこれだけの赤字になっていないはずなのです。だから、病院が赤字、赤字と言わないためにも、きちんと地に足のついた病院の予算をつくると、これが先決ではないですか。まずそれを考えてください。

そこで、あえてまた言わせてもらいますけれども、平成29年度から3年連続で経常損失を出しているのです。そして、2年連続で不良債務も発生。病院経営は、想像を絶するほど悪化しています。私はこういう言い方はしたくないのだけれども、追加繰り出しをしない場合にあっては、病院も認めているように経営健全化団体に転落することなのです。経営基盤が弱体し、病院経営が極限状態にあるということは、トップの経営管理能力とその責任が問われかねます。私は、声を大きくして言ってもいいと思います。

そこで、町長は昨年8月23日、病院改築の方向性についてこう言っているのです。管理者の猪原病院長と共に医療体制の基盤を早期に整え、現病院の経営改善と安定を着実に図ると言明しているのです。なぜ一刻も早い健全化の経営改善が進まないのですか。逆に遅れているのですか。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） まず、予算計上の関係につきましては、そのときにも議員のほうからご指摘があった部分でありましたけれども、正直なところ、こんなに医師獲得に時間がかかるという押さえ方がなされていなかった。もう少し早く医師獲得ができる見込みを持って組ませていただいた。そのことは、今本当に担当の副町長としてこの予算の計上の仕方につきましては反省をするところでありますし、今後十分このようなことのないような捉え方をしていきたいと思っております。

それから、8月23日の病院の方向性を打ち出したときの町長声明のところのご指摘がありました。そのことにつきましては、実際的な形として結果が出せないということのままに今日までできたというところは、本当に責任を重く捉えております。ただ、弁明ではありませんけれども、決して病院経営の早期改善を図るための努力は惜しんでいたわけではなくて、常に経営改善に向けて様々な方策を病院側、事務長を含めてしてきたつもりでございます。それから、院長も入れた形で町長と経営改善の在り方についても協議をしてきたことも事実でございます。

ただ、結果責任ですから、こういう状況が起きているという事実はしっかりと認識をして、反省を含めて今後の一步を踏み出してまいりたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 今の答弁は分かりました。ただ、私はむち打つわけではないけれども、具体的にないのです。私が具体的に2点ほど聞きますけれども、そうかどうか言っていただければいいですけれども。町立病院は全ての経費を病院収入で賄っているのではなくて、公的な部分については一定の基準項目によって一般会計からの繰入れによって行われていますよね。これは、皆さん承知しています。そこで、これまで議論してきたこうした構造的赤字を生んでいる体質には、事務長は答弁しなくていいと思いますけれども、副町長が答弁すれば、本当は病院管理者に答弁をお願いしたいのだけれども。構造的赤字を生んでいる体質には、1つには突出した赤字を甘受しての一般会計からの繰入れ等、本来は独立採算性である病院における経営努力の不足に起因しているのではないかと私は思うのだけれども、ここが一番大きな問題でないですか。そういうことをはっきり副町長なり町長なり、私から言うのではなくて、こういうことをはっきり言ったほうがいいのではないですか。なぜ言えないだろう。曖昧な表面的な赤字が出ているというのではなくて、原因をもっと捉えて、町民にはっきりここがこうなのだということを理解してもらうためにも、あえて言っていないのかどうか分かりませんが、どうでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 本当にある意味慢性的、構造的な赤字が続いているというところについては、町長を含め、担当の副町長としても非常に重く厳しく捉えております。議員からご指摘があった病院管理者への一定限の指導といいますか、そのことについてのやり方については、いろいろ議員がおっしゃったような直接的な部分もあるかもしれないけれども、決して私たち、町長も含めてですけれども、そのところを避けて改善に向けての話をしているつもりはございません。具体的な数字を挙げながら、どうするべきなのか、そのところは私たちも理事者としてもそうですし、また病院の中における運営会議を含めて、事務長を筆頭にして、本当に毎月のようにしっかりと数字を押さえた形での協議をしているつもりでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 私もある程度理解していますし、なかなかこういう公の場で、こうだと原因が分かっても言えない深部の部分はあると思います。それは、どういう形の中でされているのか分かりませんが、だけれども議会や町民から見ればやっぱり数字が物語ります。そういう部分について言っていますので、深い深部の部分についてもある程度は理解しているつもりですので、そういう部分でお話をしています。

そこで、今の繰り出しについてですけれども、前段で町の財政について議論しました。中身は言いませんけれども、それを踏まえて、これからも経常損失あるいは不良債務が発生している病院経営を支えていけるほどにまちの財政に余力はあるのでしょうか。前も私は病院のここ

ろでも質問しているのですけれども、明確な答弁はなかったのですけれども、町長はこれからも、基準内繰り出しは別ですよ、基準外繰り出しを限りなく多額の赤字、赤字補填の中に不良債務が入っていますから赤字と言わせてもらいますけれども、赤字補填や不良債務の解消を図るために限りなく繰り出し続けていくのですか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 結論としては、こういう慢性的な状況をよしと捉えてはいません。実際的には29年までの、その前の年については黒字決算をしていた事実もあります。確かに医師の数というのがありますけれども、そういう状況はあるので、そこを踏まえた形で、やっぱりこの赤字解消はしていかなければ、今後財政が限りあるわけではございませんので、いつまでも全て、赤字が出たから、町立病院だから、それを一般会計からというわけにはいかないと思っております。そのためには、今までも経営改善計画を何度も掲げながらくる中で、前も9つある改善計画の中で2つまではいくのだけれども、3つ目はどうだとか、4つ目はどうだとかという部分があります。全てにわたって100%解消できていないということが事実でございますから、そのこともしっかりと今後改善計画の在り方を含めて計画を立て、病院スタッフ一同、そして我々理事者を含めて、その改善に向けて頑張っていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 後でもちょっと質問しますけれども、ここでは端的に伺っておきます。副町長は、親会計に力がある限り繰り出ししなければいけないというような答弁でしたよね。そういう解釈をしたのですけれども、この不良債務が発生して、そして追加繰り出し、これをするかしないか、今はしていますから、このことの是非は新病院建設に向けてどのような影響が出てきますか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今後の改築に向けてヒアリングをしていく中で、一番大きいところは、財政的な裏づけというか、経営の在り方でございます。それは、北海道の市町村課を含めて指摘をされているところでございます。その解消の一番の在り方は、やはり医師の確保というところがそれに合わせた回答となるかと考えております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） それで、町立病院の経営立て直しには一刻の猶予もありません。そこで、町立病院の経営悪化の大きな要因の一つに支出が多いのではないかなど、こう私は思っています。それで、提案も含めて言うのですけれども、このことは経常収支比率や医業収支比率などにも現れているのです。そして、今の経営のやり方では、回復期医療転換しても私は医業収入は頭打ちになると思っています。一方、経緯、費用の支出に歯止めがかかっていないのです。これは、予算、決算を見ても、歳入に反して費用がかさんでいる実態にあります、このことが病院経営を圧迫している大きな要因の一つになっているのです。もはや手をこまねてはいられないのです。収支の改善を図るには、町長の英断をもって経費の削減に大なたを振るっての

合理化を図らなければ、もう経営は立ち行かなくなります。実行するのは、やっぱり今なのです。今立ち上がらないと駄目なのですよ、病院改築に向けて。そこで、意思を固くしての経営改革、改善を行う政治姿勢を伺います。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 議員がご質問のとおり、我々が病院経営する上で、医師の確保を含めてどうしても医業収益が低いというところをかなり問題視した中で、収益徴収に向けて集中してきたというところがございます。一方で医業費用、こちらにつきましてもやはり議員ご指摘のとおり、令和元年度の決算で医業費用が7億8,500万円、こちらを見ていくと黒字だった平成27年度以来の数字だということでございます。どうして増えているのだということで若干説明しますと、昨年3月に常勤医師1人が定年退職を迎えまして、かなり患者の信頼もある医師だったものですから、その後釜ということで、我々も大変危惧して次の医療体制を考えたというところがございます。結果といたしましては、外科、内科ともに診療のこま数、かなり30年度よりも増やした中で昨年、平成31年、令和元年度を迎えたと。ただ、当然診療こま数を増やしたものですから、医師も増やしました。それに伴う経費等もかなり増やしたというところで増えた結果だったと。ただ、反面、先ほど言った医療収益につきましては、うちの外科外来を含めて患者数が逆に伸びなかったというような結果でございます。議員からもご指摘を受けたように、常勤医師も決まりました。そういう中で、出張医師の体制だとか、そういった経費の部分、これは当然病院会計としても、同じで今まで現状維持でいくということにはならないと思っていますし、こちらのほうはしっかり、来年度予算もありますけれども、見直してまいります。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 政治決断というお話もありましたので、私のほうから。

確かにここ数年繰出金が多くなって一般会計を圧迫しているというのは事実でありますし、その責任は私にもあると思っております。毎年院長ともお話をしながら、病院内部でも改善計画に向かって進んでいるところではありますが、結果としてこういうような形になっているのは大変申し訳なく思っております。病院の話をする、今新しい病院の素案の計画を出して、病院内でも職員と共にその意思を統一して新しい病院づくりに進んでいる中で、改善計画も立てた中で新しい病院に向けて職員一丸となって新しい診療体制でいこうという中でありますので、それは必要でない経費はもちろん毎年毎年きちんと改善を進めながら行っていかなければならないのは当たり前のことであります。それに併せて収入をいかに増やすかというのも非常に大切なことでありますので、政治決断という大きなお話でありましたので、それに向けては新しい病院に一丸となって今進んでいって、収支も合わせた健全な経営をしていこうと一丸となって進んでいるところでもありますので、それは無駄や周りから見てこれは必要でないのかというのはどんどん言っていただきながら解決をしていきたいと思っておりますが、今の段階では新しい病院に向かって進んでいくというのが私の考えでございます。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 町長、私も病院に進んでいくというのは分かっているのです。そこに隘路があるのではないかと言っているのです。早く言ってほしい、そこを求めているのですよ、本当は。だから、そこの核心の答弁がないのだけれども。それで、今町長も言ったし、事務長も歳出をやっぱり削らなければなければいけないと言った。言葉ではなくて、本当に費用の削減、見直しに大なたを振るう実効性を担保するような工程表をつくるような考えはありますか、今の素案は別にしてです。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 先ほど副町長のほうから、外科も含めた常勤医師の採用ということがようやく見通しが出てきたというところでごさいます、まず経営改善計画の新しい素案につきましては、先日改築基本計画の素案の中で示させていただいております。ただ、数値が1億8,000万円の経常損失というような形ではございません。たしか2,000万円の経常損失で上がっていたと思います。また、地域包括ケア病床、こちらについても当初10月開始ということで、今年度は7,000万円の計画で見込んでいたのですが、こちらもやはり遅れるということもございます。そういった部分、また新しい医師が入る、また費用の削減、そういったことも踏まえると、経営改善計画、一応素案を示した段階ではありますが、こちらは修正させていただいた上で、これはどういう形がいいか、また議会にもお諮りさせていただく必要があるかと思いますが、新しいこの経営改善計画を示した上でまた議論させていただければと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 事務長から一步進んだ話がありましたので、それを踏まえて理事者に質問していきたいと思っております、そこが本質ですから。

それで、今後3年間の経営管理について町長から答弁がありました。それで、今日これまで議論してきたことを念頭に置いて質問することにしました。別な質問もつくってきました。これをもってやりたいと思うのですけれども、それで町長は具体的な答弁で、今年度から6年間の計画を3年間において素案の経営基盤を図ると言っていますよ。それで、具体的には、医療収益の増収策と医業費用の抑制策として、一刻も早い病院経営の健全を目指している、こう述べているのです。私は、これまでの議論を踏まえると、今年度からスタートしたこの経営改善計画素案それ自体がもはや瓦解を来してしまっているのです。中身は、先ほど事務長から話がありました。ですから、町長が言うのは、今日の答弁は本質から外れた答弁になっているのですよ、はっきり言わせてもらおうと。私は、あえて言います。常勤医師の欠員、回復期病床の遅延、本年度の1億3,000万円の不良債務、今年度2,000万円の予定の赤字が1億8,000万円、そして追加繰り出しをした。経営健全化団体への転落も繰り出ししていなかったらなっているのです。そういう内容が大幅に変遷してしまっているのです。それで、端的に伺いますけれども、現在の経営改善の素案はもはや中身がずれた計画になっていませんか。経営改善の素案に重点に取り組むことでなくて、素案自体をもう一度抜本的に見直さなければならぬのでしょうか、いかがですか。これは、理事者が答弁してください。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ご指摘のとおりだと思います。今回これで素案のときに出した経営改善の在り方については、結果として今るるご指摘も含めて議論をさせていただきましたけれども、結果として数字の上で出てきていないというところは、合わないということは、この改善計画のさらなる見直しを含めて今後の在り方進めていかなければならないと思っております。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） ぜひ見直してほしいと思います。早々に見直さなければ画餅に帰してしまいます。

そういうことで、次の質問に入ります。そろそろ終わりたいと思いますけれども、それで私は一日でも早い新病院の建設を切望しています。町長には任期中の開設を強く訴えてきています。また、町長の8月23日の言質を取りますけれども、町長はこう言っているのです。病院改築の方向性についての中で、この経営改善が図られなければ、今日お示した病院改築の方向性の実現もないという確固たる決意の下で取り組むと言明しているのです。私も信用していました。結果はこうです、今の素案は。あえて言いません。8月の基が今年5月に提示した改築基本計画になっているのですよ。そういうことで、私も町長と同様に、新病院の開設に至るまでには今ある病院の経営の安定化を図り、医師を確保し、安定的に医師、看護師、医療スタッフが勤務する病院にして町民に信頼される病院にしなければならないという面から今日議論してきました。なぜか、経営基盤が安定しないと病院の再生、病院の存続すら危ぶまれます。これは私の本心です。だからといって、医療の質を下げた病院の改築や収支の改善を図るとしたら、それは本末転倒です。医療設備の充実と町民の皆さんに信頼されて喜ばれる病院を行うことで患者が増えることが経営改善につながってくると考えられますが、病院経営管理者としての経営方針を伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 私のほうから今ご指摘のあった部分についてまずご答弁させていただきます。

まず、前の答弁のところで経営改善計画、今回素案の5月29日時点に出した。ここの部分についての見直しは、数字の上から見てもやらなくてはならないということが一つであります。そのことを踏まえて、今後の改築における進み方というか、対応の仕方については、今ご指摘があったように、やはり病院の経営の安定化が、基盤の安定化がなければ、本当の意味での町民の信頼感は得られないということは私たちもしっかりと押さえております。そのために何をしなければならないのか、そこは経営の改善の収支というか、赤字を出さないような努力はもちろんしなければなりませんけれども、まずは今の段階でこの事実から目を背けずにしっかりとこの事実をもって少しでも改善を図っていく。今回5,500万円の繰り出しをお願いしておりますけれども、あとのと言ったら申し訳ないけれども、7,500万円の部分のところを少しでも改善していける取組をしっかりと一丸となって進めてまいる覚悟をここに示したいと思っていま

す。

○議長（松田謙吾君） 6番、前田博之議員。

〔6番 前田博之君登壇〕

○6番（前田博之君） 町長が答弁してくれたら質問をやめようと思ったのだけれども、病院経営管理者の答弁がなかったので、副町長の立場での答弁かと思っておりますので、もう一回質問します。

町立病院の歩む道は、今後も厳しい環境にあります。町長の答弁は、一刻も早い病院経営の健全化を目指す、こう言っている。これは、もう常套句になっているのです。悪いけれども狼少年の言葉になってしまっているのです。病院設置管理者の町長が自ら先頭になって汗をかい、医療スタッフの意識改革を行って、それで町民の声を聞きつつ、町民に信頼される町立病院の医療体制の確立と経営を安定させるため、時代に合わせて病院経営そのものを変えられるかであるのです。町長の手腕とリーダーシップを発揮していただき、町立病院の再生を果たすことが今一番の使命ではないですか。そのことが病院改築につながるとは思いますけれども、町長の今一番の使命をお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 町立病院、公的病院の在り方で財政が厳しいところは、北海道はほとんどそのような形であります。だからといって、赤字経営がいいのかというのはまた別な話でありますので、町民の声はいろんな多様な声がある中で、町立病院の在り方は考えてお示したつもりであります。これが100点かということ、100点ではないと思っております。ただ、それを100点に近づけるために、町民に利用していただける病院づくりが本当に急務だと思っております。医業収益等々の安定した経営もそうですし、スタッフの教育、また患者と接するコミュニティ等々もありますので、そちらの経営全般のほうは今まで以上に力を入れていきたいと考えておりますし、公的なきちんと町民が安心して生命を預けられる医療機関になるように努力をしたいと思っております。冒頭お話をした早期に病院の改築も、机上の中ではどういうやり方をすれば早く建設できるかという話も実際しておりますので、今年の秋に総務省のヒアリング等々を経て、一日でも一年でも早い建設に取り組んでいきたいと、それは経営の安定化とともに取り組んでいきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、きずな、6番、前田博之議員の一般質問を終わります。

◇ 長谷川 かおり 君

○議長（松田謙吾君） 続いて、公明党、12番、長谷川かおり議員、登壇願います。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、公明党、長谷川かおりでございます。通告に従い、一般質問をいたします。

1 項目め、障がい者支援について。

（1）、障がい特性の理解を促進する運動について。

①、運動に対する町の考えと促進について伺います。

(2)、聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化について。

- ①、身体障害者手帳保持者のうち、聴覚障がい者の等級ごとの人数を伺います。
- ②、意思疎通の手段における現状と課題を伺います。
- ③、遠隔手話サービスの導入の考えについて伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 障がい者支援についてのご質問であります。

1 項目めの障がい特性の理解を促進する運動についてであります。

1 点目の運動に対する町の考えと促進については、平成29年7月1日に障がいを理由とする差別の解消を推進するための白老町職員対応要領を制定し、障がい者に対する対応基準を示し、職員研修を通して理解促進を図っているところであります。また、障がい者関連団体への補助金を支出するなど、民間レベルの理解促進活動に対しても、支援を行っているところであります。

2 項目めの聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化についてであります。

1 点目の身体障害者手帳保持者のうち、聴覚障がい者の等級ごとの人数については、町内では、令和2年7月末現在、2級17名、3級9名、4級11名、6級26名の計63名の方に障害者手帳を交付しております。

2 点目の意思疎通の手段における現状と課題と3点目の遠隔手話サービスの導入の考えについては関連がありますので一括してお答えいたします。聴覚障がいをお持ちの方が来庁された場合には、コミュニケーションボードなどを活用し対応させていただいております。また、ウポポイの開設を受け多くの方々が来町されることを踏まえ、手話を必要とされる方が来られた際の対応が課題と捉えていることから、今回の補正予算で遠隔手話サービスの導入に関する経費を上程させていただいているところであります。

○議長（松田謙吾君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時45分

○議長（松田謙吾君） それでは、休憩を閉じ一般質問を再開いたします。

12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。ウポポイが開設され、本町にも道内外から観光客が訪れるようになりました。先日、駅北インフォメーションにおいて、赤を基調としたストラップに白字で十文字とハートマークが入っているヘルプマークをリュックにつけて買物をしている若い方を見かけました。見かけは健康そうに見えますが、何らかの支援が必要な方がいることが分かります。支援するほうも困っている様子が見受けられたら、戸惑うことなく声をかけることができますが、まだまだヘルプマークの意味が知られていない現状があるようです。そのような中で、障がいのある方の安心、安全に過ごしていただくためのインフラ整備のみなら

ず、思いやりの心や関わりも広げていくことが重要ではないかと考えます。私は幼少期からの環境が重要だと考えますが、小中学校や保育園、発達支援センターではどのような取組が行われているかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 小学校、中学校の取組についてお伝えしたいと思います。

小学校、中学校においては、障がいですとか、多様な方たちを理解する学びの場としまして総合的な学習時の時間を活用しまして、福祉に関する体験で車椅子に乗る体験ですとか、それから視覚障がいを持たれた方の疑似体験ですとか、それから認知症サポーターの講座に参加する。それから、特別支援学級のお子さんたちが通常の学級で交流学習ですとか、合同の学習、共同の学習等を行い、多様な方たち、他者を理解する、他者を思いやるというようなことも日常の中で学んでいると認識しております。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） 私から保育園と発達支援センターについての取組についてお答えいたします。

保育園では、障がいのある子がいる場合は障がい児保育というものをやっております。それは、保育士が子供の発達や障がいの状態を把握して、その子に合った支援を個別に作成したり、あと障がいがある子もそのほかの子と一緒に生活を通して共に成長できるようにというところで保育をしております。障がい児保育は、加配となる保育士1名を配置して、障がいのある子も同じクラスの一員として生活しております。その中で、障がいがあることによってもしできないことであれば、ほかの子も手を貸してあげるといったようなこともございます。なかなか幼少期は障がいということをしかりと認識するのは難しい面はまだあるかと思えますけれども、そのような形でお互いを認め合ったり、支え合ったりということが同じ環境の中で生活することで自然と身につけているのではないかと考えております。

また、発達支援センターなのですが、発達支援センターでは、障がいについてとか、あとふだんの活動内容をお便りにして町内会の班回覧にとか、あとホームページ等に掲載したりとかしております。また、センターが事務局になっている心身障がい児療育の推進協議会というものがありますが、そこが講演会などを行いまして、障がい理解に対しての啓発を行っております。また、利用児童なども地域の方と交流ができるような、そのような行事も行っているところです。さらに、センターは専門的な知識とか技術がございますので、それに基づいて日々の訓練、あと集団生活に適応できるような訓練を行って、障がいのある子も社会への参加ができるようにというような支援を行っております。また、学校とか保育園で関わりについてちょっと不安に思うことがあれば、関わり方のアドバイスを行うなどして、障がいに対する理解を深めるための取組を行っているところであります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） ありがとうございます。大変に素晴らしい活動をされているのだということがよく分かりました。昨年実施された白老町まちづくり高校生アンケートの調査報

告書によりますと、自由記述の少数意見の中に、障がい者がストーカーをしてもほっておくようなまち、障がい者も一般人と同じようにしろなどという回答がありました。高校生にとって率直な意見なのだろうと受け止めつつも、障がいの特性について知る機会があったのならば違う角度からの意見も出ていたのではないかと考えさせられました。鳥取県では、障がい者が暮らしやすい社会づくりに向けて、あいサポート運動という取組が行われています。視覚、聴覚言語障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい、依存症、てんかん、高次機能障がい、難病などについて自宅で短時間動画を視聴し、実際の場面で適切な接し方ができるように学べるもので、ちょっとした手助けを行うことにより誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく運動です。今後北海道と鳥取県が協定を結び、あいサポート運動を全道に広げようという動きがあると聞いています。道内では障がい者支援についてどのような取組が行われているかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの鳥取県と北海道のあいサポート運動の連携についてでございますが、それとは別に、既に苫小牧市と登別市で鳥取県と提携を結ばれて、あいサポート運動を展開されているということは存じ上げておまして、まだ本町としてはそういう活動はしていないのですけれども、今後北海道と鳥取県でそういう提携が結ばれた際は、そちらに歩調を合わせて、当町としても同じような形でそういう研修活動でありますとかを行っていくことも考えておりますし、また先ほど貳又議員のところでもご質問をいただいたのですが、手話条例、こういうところを行っていくことで、そういう啓蒙啓発活動や研修等を行うことで、手話の方限定にはなっていますけれども、そういうことから少しずつ対応を含めて行っていきたいと考えているところであります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 12番、長谷川です。答弁ありがとうございます。前向きに裾野を広げていって対応していただくということによろしいでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 先ほども、重ね重ねで申し訳ないのですが、貳又議員のご質問の中で、手話条例をつくる中で実際に条例つくるまでの期間に町としてできることは、条例がなくともできることは少しずつやっていきたいということをお答えさせていただきましたので、そのような形で、先ほど民生委員の中で研修するとか、そういうことも含めてできることをやっていくことで、またその中で課題が見つければ、次にどうしたらいいだろうかと考えながら、少しずつ歩みながら展開していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。その点は理解いたしました。

それでは、次の質問です。聴覚障がい者の意思疎通支援体制の強化についての①から③まで関連して質問させていただきます。聴覚に障がいのある方が63人もいらっしゃるということで、

私は実際構いらっしゃるのだなということで驚きました。役場窓口での対応は、大半がコミュニケーションボードを用いた筆談ということを知っています。職員が書いた内容を把握することが困難なこともあり、筆談より手話のほうが内容を分かりやすく、的確につかむことができ、スムーズにコミュニケーションが取れると聞いております。例えばタブレットを役場の窓口置き、テレビ電話を使って手話通訳者が画面越しに聴覚障がい者の手話を読み取り、音声に変えて相手に伝える。相手の音声を手話に変えて聴覚障がい者に伝える。このような手段でスムーズにコミュニケーションを取ることができる仕組みとなっています。コロナウイルスが蔓延している中で手話通訳者の同席が難しくなっている今、意思疎通できない方はどうしたらいいのか、どう助けたいのか。2年前の胆振東部地震で被災された聴覚障がい者の方々は、避難所生活で大変苦労され、遠隔手話サービスの早期導入を働きかけてきたという経緯もあります。

平成28年4月から障害者差別解消法が始まり、役場での対応は合理的配慮の提供が義務づけられています。手話通訳者の同席が難しい環境の中で、遠隔手話サービスの導入が合理的配慮であると私は考えます。先ほどの答弁の中でも導入は前向きに考えているということですが、導入に至りましても、うまく活用ができなかったら何にもなりません。操作方法の研修や必要としている方への周知の徹底をしっかりとさせていただきたいのですが、その点のお考えをお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまご質問ありました遠隔手話サービスの関係のお答えをさせていただきます。

まず、手話の必要な方がいらっしゃった場合、やはり筆談では限界があるということは議員おっしゃるとおりでございます。今回タブレット3台、補正予算のほうで導入するというところで、予算を3台分計上させていただいております。こちらにつきましては、町立病院、観光インフォメーションセンターと健康福祉課に配置するということですが、こちらにつきましてはいわゆるタブレットですので、可搬性がある。持ち運びができますので、例えばそういうお客様がいらっしゃった場合、役場にいらっしゃった場合、健康福祉課にあるタブレットを持って行って、それでちょっとお時間待っていただくことはありますので、ご不便をかけるかもしれませんが、そういうことも考えておりますし、また利用される方が増えてくれば、タブレットの増設といいますか、そういうことも考えていかなければならないと考えております。

あと研修の関係です。要するにタブレットを入れても使えないと意味がないということになりますので、その辺は利用する職員、関係職員に向けて研修をしていくことも必要ですし、また簡単なマニュアルといいますか、ラミネート加工で表裏1枚ずつぐらいになったものがあれば、すぐ見て分かるような形が取れますし、そういうものを残していくことで、例えば配置替えというか、職員の異動があってもすぐできるような体制を取るといことも考えなければならない部分ですので、そういった形で常に利用することができるような環境を整えていきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 理解いたしました。

それでは、次の質問に移ります。2項目め、新型コロナウイルス感染症拡大に備えたさらなる対策について。

（1）、町立病院の医療提供体制の現状と、取り組むべき課題について伺います。

（2）、感染拡大防止を強化するため、オンライン医療支援などの取組について伺います。

（3）、今後のインフルエンザ流行を見据えた検査及び医療提供体制の整備について伺います。

（4）、コロナ禍における中学3年生へのインフルエンザ予防接種の助成の考えについて伺います。

○議長（松田謙吾君） 戸田町長。

[町長 戸田安彦君登壇]

○町長（戸田安彦君） 新型コロナウイルス感染症拡大に備えたさらなる対策についてのご質問であります。

1項目めの町立病院の医療提供体制の現状と、取り組むべき課題についてであります。町立病院においては、発熱者専用の外来診療の専用窓口を開設し、発熱患者の診察に対応しております。開設後6か月間が経過しましたが、現在も毎日数名の患者が来院しており、診察時に医師の判断により、更に検査が必要と判断される患者については、苫小牧PCR検査センターや他医療機関等への紹介を実施しております。全国的に感染者が発生している状況を踏まえると、陽性患者や疑似症患者の増加に備えた対応策について課題となっております。

2項目めの感染拡大防止を強化するため、オンライン医療支援などの取組みについてであります。町立病院におけるオンライン診療については、高齢者の患者や他科受診者が多い状況を踏まえて、今のところ、医師の判断により実施を予定しておりません。高齢者の患者については血液検査等、直接来院しなければ実施出来ない検査があることや、薬の内容や種類によっては、医師と直接面談による診察が必要な場合が多いことが挙げられます。

3項目めの今後のインフルエンザ流行を見据えた検査及び医療提供体制の整備についてであります。本格的なインフルエンザの流行時期となる冬場の到来に向けて、新型コロナウイルスの疑似症患者以外の感染症状を訴える患者が増加することが懸念されます。町立病院の医療提供体制の整備においては、従来のインフルエンザ判定に加えて、唾液による抗原検査など、簡易なPCR検査の実現に向けて取り組んでまいります。また、病院外部への感染外来室の設置など、町民の生命を預かる医療機関として、院内感染対策の強化を図ります。

4項目めのコロナ禍における中学3年生へのインフルエンザ予防接種の助成についてであります。現在の新型コロナウイルスの感染状況においては、学校に対して手指消毒等の感染予防対策への支援や施設整備をするなど感染対策を行っております。また、65歳以上の高齢者のインフルエンザ予防接種については、重症化予防に一定の効果があるとして、国は定期接種としていますが、小児の予防接種については、任意接種であるほか、町では7月以降の中中学生以下の医療費無償化を実施していることから、現時点では助成を行わない考えであります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。白老町は感染者がまだ出ておりませんが、ウポポイの開設に伴い、観光客が道内外から訪れております。経済が動き、活気が戻りつつあり、うれしいことではありますが、反面感染のリスクを懸念しながら日常生活を送っている実態があります。例えば介護が必要な高齢者のお宅で主たる介護者がコロナウイルスに感染した場合、残された高齢者の受入れ先はどうなるのでしょうか。また、家族の一人が発熱し、PCR検査の結果が出るまで離れて過ごす場所が確保できるのか。町民は、町と保健所とどう連携することになるのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまのご質問の件でございますが、一般的に陽性反応が出た場合は、まず無症状の場合は基本的に、陽性反応が出た場合はホテル療養となっております。また、軽症の場合は入院、これは基礎疾患がある場合は基本的入院となっておりまして、入院もしくはホテル療養、基礎疾患のない方は入院かホテル療養ということになっております。中等症以上につきましては入院というのが基本となっておりまして、現在北海道で公表されている陽性者の数の中で、今も陽性の方がたしか81名ほどおられるのですが、この方々につきましてはホテル療養もしくは入院されているということで、原則ホテル療養か入院対応ということになっている状況であります。また、家族の方が発症した場合は、濃厚接触者となりますので、ただ検査の結果が出るまではご自宅にいていただくのが基本になるのではないかとお考えをいたします。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 軽症者の方とか基礎疾患のない方、あとは陽性反応が出るまでの方とかはホテルということですがけれども、白老町民はどこのホテルに行き過ぎてお世話になりますでしょうか、お伺いします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 白老町の例でいきますと、仮に陽性反応が出て無症状の場合、もしくは基礎疾患のない方の場合はホテル療養となりますので、場合によっては軽症の場合でも入院する可能性は、基礎疾患がなくても入院する可能性はあると思います。その辺は保健所の判断ということになると思うのですが、療養先への移動については、基本的には無症状の方の場合は自家用車で札幌市内にあるホテルに移動することが基本となります。ただし、車がない場合、ご自分で移動することができない場合は保健所のほうで移送すると伺っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

それでは、例えば受診をして検査したことによって陽性とか、または濃厚接触者ということで急にホテルに2週間とか、テレビの報道とかによりまして大体2週間滞在しておりますが、

そういう滞在費とか、自己負担が発生した場合などは町としてどこまで見てくれるのかとか、そういうところはどうか対策を取っているのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 療養に関わる経費というのは基本的に個人の負担ではないと思われませんが、ただ自家用車で動く場合、その部分のガソリン代はご自分の負担になるのではないかと思います。それ以外のホテルでお食事を取るとかというのは個人負担ではないと思われれます。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 実際に当事者も出ていないということで、そこら辺はまだ不透明なところがたくさんあるということですのでよろしいでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） 確におっしゃるとおり、町内でそういう事例が発生していないということもありますので、一般的なお話として町として保健所にお伺いしたところ、そこまでの回答をいただいていたということもあるのですが、基本的には自己負担は極力発生しない方向でというのが基本的なスタンスだと思いますので、そういうような対応になるかと思えます。ホテル療養ということになっていましたけれども、距離のことを考えれば、そこまで行くことを考えると、病床に空きがある場合、そちらに入院することも多分選択としてあるのではないかなど考えられます。また、万が一、今は感染が落ちついてきている状況ではありますけれども、拡大してきた場合、ホテル療養ということも、近くにホテルを借り上げするというのも、今の状況では考えられませんが、日高管内のほうでいきますとホテル療養するホテルを設置するという可能性があったということも伺っていますので、感染の数によって、そういう状況は道、保健所で対応することを考えていると思いますので、町としてはその辺はすぐ相談した中で、住民の方にそういう方が発生した場合、町としてできることも考えていきたい。保健所とも相談していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。しかし、このように発熱やこれから風邪症状が出たときにどこに相談したらいいのかとか、町民の皆さんは一人一人不安を抱えています。不安を取り除くためにも周知が必要ではないでしょうか。町立病院や保健所の連絡先を分かりやすく表示したり、PCR検査を受けた患者は無料であることなど、分かりやすいQ&Aコーナーを設けて丁寧に町民に知らせる義務があるのではないのでしょうか。パソコンやスマートフォンを駆使して正確な情報を取り入れることができる方はいいのですが、情報に惑わされ、不安ばかりが募るということはコロナうつにつながる危険性も潜んでいます。周知方法や、いつまでするのか、まちとしての考えを伺います。

○議長（松田謙吾君） 久保健康福祉課長。

○健康福祉課長（久保雅計君） ただいまの件でございますが、現在新型コロナウイルスに感

染したかどうかという相談については、保健所か帰国者・接触者相談センターに相談し、必要に応じてかかりつけ医や最寄りの医療機関から地域外来検査センターか帰国者・接触者外来に紹介される病院とか、そちらに行ってかかってもらうということになっているのですけれども、ただ、今インフルエンザの関係が出てまいりまして、10月中をめどにこの相談の体制も少し変えたと伺っております。そうなりますと、かかりつけ医か、今まで帰国者・接触者相談センターという名称だったのですが、こちらが（仮称）受診相談センターというところになりまして、そちらに相談していただくことで受診や検査を実施するかかりつけ医に相談して、もしくはそちらの今の帰国者・接触者相談センターを引き継いだ機関に相談していただくということが基本となるということなのですが、こちらも今国が調整中でありまして、国からまた北海道に下りまして、北海道からまた市町村、また医療機関のほうと連携を取らなければならないということがございますから、国のほうでは10月中をめどにこういう相談体制、診療、検査体制を整えていくということがございますので、町としましてはそういう通知をいただいた後に、ホームページはもちろんのこと、広報や、そちらのほうで周知していく必要があると思いますので、そういった形で正式な情報が出てから通知していきたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

それでは、次の質問に移ります。オンライン診療支援などの取組について伺います。医師の都合で行わないということですが、基礎疾患を持ちながら内服で安定されている患者は、第1波のコロナ禍の中で感染を恐れ、お薬のみの処方を希望された方もいらっしゃると思います。冬に向けて、感染を避けるために患者が受診を敬遠するのは目に見えています。私が何を言いたいかといいますと、コロナの影響で収益が下がった事実もあるものですから、オンライン診療を取り入れることで診療報酬が見込まれるのではないかということです。オンライン診療には電話も含まれており、リハビリも遠隔診療で行うことができます。収益を上げる努力も必要ではないでしょうか。先ほどの前田議員の答弁の中で医師の着任が決まったと伺いました。地域医療の整備を進める上でオンライン診療の導入に拍車がかかることを私は期待したいのですが、その点のお考えとオンライン診療を行った場合の見込まれる増収益などのデータがありましたら、説明をお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） オンライン診療に関するご質問でございます。

オンライン診療は、2年前に実はできまして、特に今2年たってコロナの関係がございまして、国もオンライン診療をかなり進める動きでございます。1答目の町長の答弁の中で、医師の判断でこちらは今予定していないとお答えしていますが、医師というのは、まずお断りさせていただきますけれども、当院の医師だけではなくて、これは日本医師会を通じた医師の声ということでまずお答えしたいのですけれども、確かにオンライン診療は医師も待ち時間の解消だとか、ご本人、ご家族の感染リスク、こちらのリスクを回避できるということでは大変有意義なものかと捉えております。ただし、オンライン診療は当然スマートフォンとかの画

面を通じてやるしか方法がないと。画面でしか表情が分からない。基本的にはお医者さんと患者の間診だけになるというような方策でございまして、医師会を通じて各医師が言うのは、診療の保証はできないと、そこで問診だけで診断をして薬も処方してというところは、お医者さんいわく、間違った診察をしてしまったりだとか、そういったリスクは、これは付きまとうものなのだというところは一つ言っています。医療機関としても、その部分はやはり無視はできないのかなと思っております。かといって、国が今進めるオンライン診療、先ほど言ったように、コロナの収束の見通しが立たない中で、これを考えるのも一つありますし、今後は医師の言う対面診療、それとオンライン診療、これをどちらかということではなくて、両方を上手に活用していくことが求められるのかと思っております。

それと、あと収益の問題でございまして。議員おっしゃるように、診療報酬でオンライン診療、初診料も今回認められました。再診料もあるということで、対面診療とほとんど変わらない診療報酬でございまして。どのぐらい増収かというような試算はしていないのですが、今議員の見込みのとおり、患者数が相当減っていますから、当然オンライン診療に切りかえる部分については診療報酬は増えるだろうというような試算はしてございます。ただ、我々地域医療をつかさどる公立の病院でございまして、増収するということだけでこれを取り入れるという考えではちょっと危険な部分もあるかなと、患者さんにこれが必要だというような部分のいろいろご意見だとか、そういった部分も踏まえた中でこれを入れると。そして、結果収益も上がるということであれば、なおこれは入れる意味があるのかなということでございますので、今後も検討はしていきたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 私も収益だけにこだわっているのではなく、オンライン診療というのはこれから地域医療の中ではなくてはならない。対面診療と一緒に両輪として地域の皆様の健康を守っていく、そのための一つのツールと私も考えています。そのような中で、また今後前向きに考えていただけたらと思います。

それでは、次の3項目めのインフルエンザ流行を見据えた検査及び医療提供体制の整備について再質問いたします。発熱外来が病院の外に設置される時期やインフルエンザと新型コロナウイルスの判定検査を同時に受けることができるめどはいつ頃になるのか。患者はどこで待機していたらよいのかなど、受診や検査の手順をお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） ご質問にありました今後冬場を迎えてインフルエンザの流行が想定されるという中で、2月から感染外来、予備の外来窓口をつくっていますけれども、今回の補正予算を上程していますが、感染外来室を外につくるということで一応今回補正予算のほうも上程させていただいております。簡単に、コンテナハウスと言われるものなのですが、若干説明させていただきますと、これは外にただ箱物を置くのではなくて、中には陰圧装置というものがあり、これはかなり感染リスクを防ぎ、やはり院内感染が起きては困りますので、この高い装置が入っております。また、その中で診察室、診察台、また待合の場所も多少

確保しているというところでございます。現在の病院の感染対策室については、正面玄関右の救急外来室の横から入るような状況でございまして、通るときに感染対策はしているのですが、ほかの職員だとかほかの患者と接触がないと言い切れないところがございまして、今度外に外来種をつくるということもございまして、待合の場所だとか、そういったところは工夫して、感染リスクの少ないようにいきたいと思っております。

それとあと、導入の時期なのですけれども、全国的にこのコンテナハウスは人気でございまして、今の状況だったら大体2か月ぐらいはかかるかなということなものですから、大体今からですと11月の末だとか、そういった形で、後ほどインフルエンザの患者がちょうど出てくるぐらいの時期かなということで押さえております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 大変に素晴らしい装置が設置されるということで、町民の皆様も喜ばれることと思っております。

それでは、インフルエンザワクチンの予防接種についてなのですが、高齢者に優先的に行っていく方針と国はうたっていますが、今年は特に混雑することが懸念されております。感染リスクが上がってしまう危険性もありますけれども、一般外来と予防接種を行う場所など、病院側はどのような具体的な対策を取っているのか。また、高齢者、子供、医療従事者など優先接種の必要性について町民に対してはどのような形で周知するのかお伺いします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） インフルエンザのワクチンの接種のご質問でございまして。

今回コロナの関係がございまして、8月末に厚生労働省から各医療機関に来ている通知なんかを見ますと、このワクチン、かなり今回は増産しております。今言われているのは、納品時期につきましては大体いつも10月ぐらい、11月から接種開始というような流れなのですが、どうも1か月ぐらいは早くなるだろうということで、早ければ今月末ぐらいにはもうワクチンが入ってくるだろうということでございます。

優先順位というようなご質問だったのですが、我々はこのワクチンは優先順位をつけておまして、ご質問にあるように高齢者の方、また子供については特に0.25ccを2回打たなければならないということなんかもありますので、これはやはり優先的にやっていきたいと思っております。また、当然職員、病院職員、また消防職員、またそのほかの職員がおりますけれども、関連職員も、職員が感染リスクだとかを広めてはいけないという見地もありますので、こちらも早目にやるということで、まだあらかの計画というような段階なのですけれども、9月末から何とか10月の中旬ぐらいにはある程度優先する方については早めに計画、また日程等もお示しできるのではないかと、一般の方についてもいつも11月からということなのですが、やはり早目にやるということで、計画等もお示しできるのではないかなということで、ワクチンがはつきり全部入ってくる日程、日取りがまだ分からないものですから、そこまでのご答弁しかできないのですが、例年よりは早まるということでお知らせしたいと思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） 例年はどのような方法で町民の皆さんに周知しているのでしょうか。今後インフルエンザの入ってくる日程によっては周知する方法も変わってくると思いますが、いつもは広報などに周知しておりますが、それに間に合わない場合はどのようにお知らせするのかお聞きします。

○議長（松田謙吾君） 村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） まず、例年なのですけれども、まず健康福祉課のほうで、これは町立病院だけではなくて、町内の医療機関、全部予防接種、一般の方だとか、日程につきましては広報で1ページ割いていつもお知らせしているというところなんです。あと、それとは別に病院個別で高齢者、一般の予防接種以外の方の部分については例年お知らせしているということなので、今年はその地域が早まるということはありませんけれども、今健康福祉課ともいろいろ話をしている中では、早いときに周知につきましては広報等でできると思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

[12番 長谷川かおり君登壇]

○12番（長谷川かおり君） その点は理解いたしました。

次です。4項目めのコロナ禍における中学3年生のインフルエンザ予防接種の助成について質問いたします。中学3年生の平成29年度から令和元年度までのインフルエンザ発症人数の推移と学年、学級閉鎖などの状況、学校側では予防接種を推奨しているのかどうか伺います。

○議長（松田謙吾君） 鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 平成29年度から令和元年度までの学級、学年閉鎖の状況と中学3年生の状況についてです。

この3年間の中で中学3年生の学級及び学年閉鎖は、実はありませんでした。中学3年生はいつぐらいからないのかさかのぼったところ、平成26年ぐらいまではあったのですけれども、それぐらいから中学3年生はない状況であります。それ以外の学年の発症状況なのですけれども、平成29年は小学校で学年、学級閉鎖の別を問わず、5件ありました。中学校は、学年閉鎖、学級閉鎖ともに含めて2件ありました。平成30年度は、小学校で2件、中学校で1件、平成31年度、令和元年度が小学校で2件、中学校で2件ということになっておりました。学校の養護教諭のほうに予防接種の推奨の状況等を聞いたところ、保護者の中では、それは子供に受けさせようと思っていらっしゃる保護者の方というのは何も言わなくても積極的に受けている。ただ、その数の把握については、実は任意の接種であることから学校としてもきちんとしたデータ取りはできていないということだったのですが、大体中学3年生だけ、受験の関係があるので、養護の先生も推移を見守っている中では、全体の中学3年生の大体3割ぐらいにとどまっているということと、それから受験があるので、インフルエンザの予防接種という方法があるよということも保護者、それから本人に促してはいるそうなのですけれども、保護者のほうとしても必要がないのではないかとこのところ、なかなかそこから先は大体例年同じぐらいの予防接種の状況であると把握しております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） ありがとうございます。大変参考になります。去年は新型コロナウイルスの感染予防のために手洗いや消毒の励行など、またステイホームの関係でインフルエンザの終息が早くなりましたが、それでも学年閉鎖はあったということです。その中で、予防接種を受けることでインフルエンザにかかりにくくさせたり、万が一かかっても重症にならずに済むということもデータとしてはあります。日本と臨床内科医会の医師らは、ゼロ歳から15歳でワクチンの1回接種、2回接種でそれぞれ発症予防効果は68%と85%の発症防止効果があると報告しています。私がなぜ中学3年生というところで取り上げたかは、受験期ということでもありまして、予防接種を受けていて発症した場合に発熱する期間も短く、あとは回復力もよくなるということで、また医療費のほうも、同じ検査がかかったり、特効薬を頂いたりとかしてもお薬の効きがよくて、インフルエンザの予防を受けないで治療をした方に比べますと医療費の軽減につながったという話を聞いたものですから、医療費が中学3年生まで無料ということになったことをきっかけに、インフルエンザも町として取り組んでいただけないかなと思ひ、質問いたしました。しかし、今回は見送るということで、またの機会に質問させていただきます。

それでは、関連のある質問をさせていただきます。2月に新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態が出され、小中学校が休校となりましたが、働く父兄がいる限り、幼稚園や保育園、児童クラブは休むことなく子供たちを受け入れてきました。感染しない、感染者にならないと日々緊張感の中で愛情を持って子供たちと接して下さっている職員の一人一人、ただでさえ多忙な業務に加え、国からの指針によるマニュアルに沿った施設設備の徹底した消毒作業、近隣の自治体で新型コロナウイルスの発症者が報告されるたびに神経を張り詰めながら、子供たちに手指消毒の徹底や密にならないように声をかけますが、乳幼児においては抱き上げたり、手をつないだり、ときにはくしゃみやせきをされたりと感染リスクを負いながら子供たちと向き合っているのは使命感がもたらす何物でもありません。

2月からの長丁場に及び、先が見えない中で心身ともに疲弊しているのは承知のことと思われれます。今回医療、介護従事者は国の慰労金支給の対象となりましたが、幼稚園教諭、保育士は対象になりませんでした。そうであるなら、新型コロナウイルス臨時交付金で支給するべきではないでしょうか。国へ補えないところに手を届かせるための交付金ではありませんか。8月17日現在において道内14自治体で慰労金支給事業の報告がされております。まだまだ増えている状態です。白老町は何もしてくれないのかと不満が募っている状態なのは御存じかと思ひます。町外から通勤している職員が疲労感にさいなまれ、離職する可能性だってあり得ます。ただでさえコロナ禍の前から人材不足の問題を抱えている現状において、これからの時期、職員が発熱した場合、コロナなのか、風邪なのか、保健所の指示を仰ぎながら出勤を見合わせる事になると限りある職員の中で勤務交代をしていかなければならない現実が待ち構えています。職員のモチベーションを上げるためにも、町独自の慰労金の支給をどのように考えているのか、支給されるのであればいつ頃なのかお伺いいたします。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古俣博之君） 今の課題といたしますか、ことにつきましては、前の全員協議会の中においてもお話がありましたし、それから外部からも慰労金の在り方についてお話も伺っているところは確かでございます。ただ、今の段階で、事情は長谷川議員がおっしゃったところは十分私も含めて、町としても頑張っていたらいい、そのところは十分理解をしておりますが、今の時点では当て方が、国の押さえ方が慰労金の場合と、それから臨時交付金の扱いについて、民間は職員の場合と、それから町の職員になる方々がおりますよね、そこら辺のところの区分けをどうすればいいのか、その辺のところもしっかり確認をしていかなければならないところがあって、それともう一つは、この間もご答弁申し上げたように、この職種だけではなくて、もっともっとコロナ対応について、今の状況からいけばもっとほかの職種についても当てていかななくてはならない部分もあるだろうと。そこら辺のところの判断をどうするか、そのところは今内部の中でも、前の議員からのお話もあって、一つ考えなければならぬだろうという思いは私自身は持っておりますけれども、現段階でいつそれを出すだとかというところの関係については、ここではっきりとそうしますということは申し上げられない状態にあります。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 長谷川です。それでは、全く考えていないというわけではないということよろしいのでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） それは、全く考えないわけではなくて、ご指摘があった議員の皆さんの中からもそういう声もありますし、ほかの市町村においてもそういう実態もありますから、どういう当て方がきちんとした形でできるのかどうか、その辺のところも含めてやらなければならないし、実際的に今残っているという言い方は大変申し訳ないのだけれども、残っている交付金の当て方の部分を本当にどこに当てるのが一番いいのか、その辺のところも含めて考えなければならぬだろうとは思っております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 本当に介護とか医療従事者の方々も、自分たちだけ慰労金を国からいただいて、同じ福祉職の幼稚園教諭や保育士たちが何もないというところは、白老町はどうなのだという意見も聞いておりますので、その声も受けながら検討のほうをよろしく願います。

続きまして、この質問で最後にさせていただきます。まず、幼稚園、介護施設、障がい者施設、いろんな施設があります。その中でクラスターな発生した場合、最悪の事態を想定して対策を考えているのかどうか、本当に各施設の職員さんたちはそこが一番心配だと言っております。町としての見解を伺います。

○議長（松田謙吾君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 実態としては、これまでも対策として対策備品についての配付だと

か、そういうものを含めて施設関係には十分対策を取ってもらうようなことは進めております。ただ、今ありましたように、クラスターということが出てきた場合においては、町としてもほかの機関でもやっているような専門、保健所を通じて北海道との関係もきちんと連携を取りながら、対策チームというか、そういうチームの派遣等も含めて考えていかなければならないだろうとは押さえております。

○議長（松田謙吾君） 12番、長谷川かおり議員。

〔12番 長谷川かおり君登壇〕

○12番（長谷川かおり君） 本当に施設の方たちはその点が一番心配というところですので、今の収束している状況の中で、町として各施設の現状を把握しながら、一緒に手を取りながら感染対策をしていくという姿勢を見せていただきたい。その1点であります。

○議長（松田謙吾君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 今ご指摘がありましたように。私たちも町民の皆さんがコロナ禍という非常事態の中で少しでも安心して生活できるような、そういう体制をつくっていかねばならないと常々考えております。それで、私たちも3週間ごとに対策チームの本部会議をやりまして、施設関係の状況も含めて確認をし合いながら、足りない部分については対応をどうすべきなのか、その辺のところの押さえ方は進めているところでございます。十分しっかりと対応は図ってまいりたいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、公明党、12番、長谷川かおり議員の一般質問を終わります。

◎発言の訂正

○議長（松田謙吾君） 続きまして、病院事務長から答弁の修正があるということで、村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） 申し訳ございません。

先ほど前田議員の一般質問の中で、2答目以降の中で今年度、令和2年度の決算の見込みというところで、繰出金をいただかなければ経営健全化団体というようなことでやり取りをさせていただいたときに、私は経営健全化団体に入ると経営健全化計画を策定しなければいけないという認識でご答弁したつもりだったのですが、地方財政計画を策定しなければならないというように形で、誤った答弁をしていたということでございます。経営健全化計画ということで議事録のほうも訂正していただきたいということでございます。

大変申し訳ございません。

◎延会の宣告

○議長（松田謙吾君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれを持って延会することに決定いたしました。

ここであらかじめ通知いたします。本会議は明日10時から引き続き再開いたします。

(午後 4時42分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 松 田 謙 吾

署 名 議 員 久 保 一 美

署 名 議 員 広 地 紀 彰

署 名 議 員 佐 藤 雄 大